

令和3年度

事務事業の概要

産業労働局・労働委員会

総 目 次

産	業	労	働	局	1
労	働	委	員	会	63

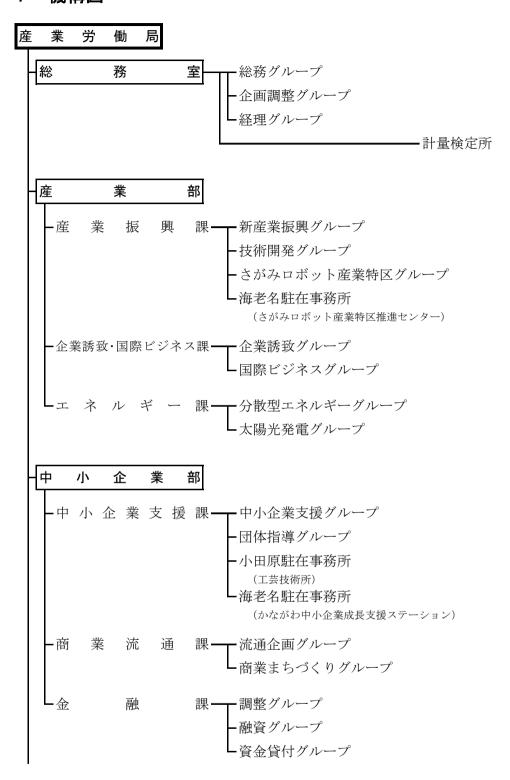
産 業 労 働 局

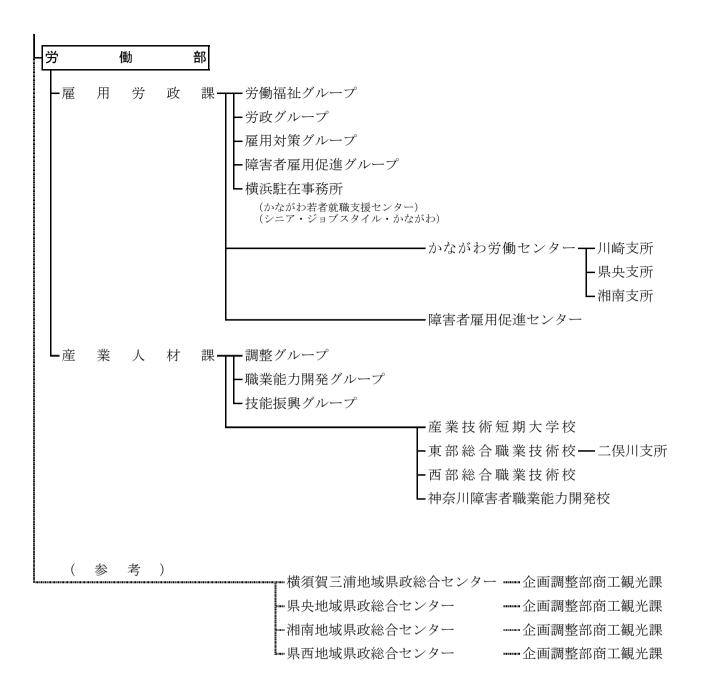
目 次

Ι	組織の概要		3
1	機構図		4
2	幹部職員		6
3	職員配置表		7
4	事務分掌		8
5	出先機関等		1
6	附属機関		13
П	予算及び施策の)概要	1
1	令和3年度産	三業労働局当初予算総括表	16
2	かながわグラ	・ ンドデザイン主要施策体系図 <u></u>	18
3	主要事業の	概要	23
Ш	参考資料(統計	十データ)	4'
1	事業所		48
2	工業		50
3	商業		52
4	貿易		54
5	人口、労働力		50
6	有効求人倍率	\$	60
7	給与、労働時	f間	6
8	労働組合		6

I 組織の概要

1 機構図





2 幹部職員

<u>(1) 本庁機関</u>

(令和3年6月1日現在)

	J	職	名	1			氏	名				職		4	Ä			氏	名	
産兼	業 エ ネ	労 ル ギ	働 一 担	局当局	長長	野	田	久	義						・ 奈川! 所派よ		笹	島	大	洪
副	局長兼	産業党	分働局	総務室	長	柳	瀬	郭	Ź	企氵	業誘:	致•	国際	ドビジ	ジネス詞	果長	池	松	Ä	
産		業	部		長	佐	藤	達	也	H	ネ	ル	* ‡	Ë _	- 課	長	郷	家	雅	博
エ	ネル	/ ギ ー	- 担	当 部	長	村	上	剛	史	中	小	企	業	支	援課	長	和	泉	¥	图
中	小	企	業	部	長	髙	Щ	明	彦						兼政策担当言		彐	下	芳	彦
				みらい 当 部		田	熊	徝	汝	商	業		流	通	課	長	中	野	篤	子
企<<	企画調			当 課 広報官 整 官	長>>	森	山	克	弘	金		融		誀	Į	長	111	杉	正	篤
管	理	担	当	課	長	長		隆	行	雇	用		労	政	課	長	岡	田	ţ	Į.
経	理	担	当	課	長	永	島	訪	犮	障:	害者	雇	用仮	足進力	担当 靓	果長	白	須	良	智
産	業	振	興	課	長	長	沢	恒	Ī.	産	業		人	材	課	長	井	上	秀	夫
ベ 担	ン	チ 当	課	支	援長	脇	坂	道	裕											

(2) 出先機関 (令和3年6月1日現在)

		,	職			名					氏	名	
計		量	ħ	倹	范	₹	所	:	長	竹	氏	¥ <u></u>	羊
カコ	なぇ	がま	ラ労	働	セ	ンク	ター	- 所	長	青	木	良	夫
障領	害者	首雇	用 [,]	促進	生セ	ン	ター	一所	.長	内	田	享	子
産	業	技	術	短	期	大	学	校	長	松	永	和	彦
東	部	総	合	職	業	技	術	校	長	福	園	秀	
西	部	総	合	職	業	技	術	校	長	木	下	公プ	太郎
神名	奈川	障	害者	 皆職	業育	能力	開	発校	長	水	野	政	幸

3 職員配置表

(令和3年6月1日現在)

		職	員	数		区		分	X 12 17	1		数
\vdash		1774	<i>2</i> 7			<u> </u>				.114	, , , ,	
	産 業 労 働 局 長 兼エネルギー担当局長	1				計 量	検	定	所	16		1
	副局長兼産業労働局総務室長	1			出	かなが	わ労働	セン	ター	22		4
	産 業 部 長	1				JI	崎	支	所	8		3
	エネルギー担当部長	1			先		、央	支	所	8		2
本	中 小 企 業 部 長	1			<i>)</i> L	沐	南	支	所	8		1
7	労働部長兼福祉子どもみらい局子 ど も み ら い 担 当 部 長	1			T-CI-C	障害者	雇用促进	生セン	ター	11	(2)	3
	総 務 室	20		1	機	産業技	術 短	朝大生	学 校	50		3
	産 業 振 興 課	34 (1	1) [1]			東部総	合 職	業技	術校	57	(7)	3
	企業誘致・国際ビジネス課	21			関	西部総	合 職	業技	術校	46		3
ا بنر ا	エ ネ ル ギ ー 課	20				神奈川障	色書者職業	全能力開	発校	25		5
庁	中 小 企 業 支 援 課	42		2		出	七機 関	計		251	(9)	[0] (28)
	商 業 流 通 課	13		1								
	金 融 課	16				合		計		477	(10)	[1] (34)
	雇 用 労 政 課	33		2								
	産 業 人 材 課	21										
	本 庁 計	226 (1	1) [1]	6								

⁽注) ()内の数字は外数で併任、兼任(兼務)職員(新型コロナウイルス感染症緊急経済・社会対策本部に係る併任、兼任(兼務)職員を除く)を、[]内の数字は外数で交流職員を、〇内の数字は内数で再任用職員を示す。

4 事務分掌

(令和3年6月1日現在)

総務室

- (1) 産業労働局の所管行政の企画及び調整に関すること。
- (2) 産業労働局所属職員の人事及び給与、旅費等の総括に関すること。
- (3) 産業労働局の所管行政に係る重要事業の進行管理に関すること。
- (4) 産業労働局の所管行政に係る事務能率の増進に関すること。
- (5) 産業労働局の所管行政に係る情報公開、情報提供、個人情報の保護及び広聴の総括に関すること。
- (6) 産業労働局の予算の経理に関すること。
- (7) 計量検定所に関すること。
- (8) その他産業労働局内他課の主管に属しないこと。

産業部

〇 産業振興課

- (1) 産業労働局産業部内各課の総合調整に関すること。
- (2) 工業の振興に関すること。
- (3) 中小工業及び工業関係団体の支援に関すること。
- (4) 新産業振興施策の推進に関すること。
- (5) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)の施行に関すること。
- (6) 工業技術の改善に関する助言に関すること。
- (7) 発明の助言及び奨励に関すること。
- (8) デザイン開発に関する相談、助言等に関すること。
- (9) 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の運営指導に関すること。

〇 企業誘致・国際ビジネス課

- (1) 企業誘致の促進に関すること。
- (2) 工業の適正配置に関すること。
- (3) 工業用水道事業等に係る関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (4) 県内中小企業の海外展開の支援に関すること。
- (5) 海外経済事情に関する情報収集及び調査に関すること。

〇 エネルギー課

- (1) エネルギー施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 再生可能エネルギーの導入の促進に関すること。
- (3) 太陽光発電の推進に関すること。
- (4) エネルギーの効率的な利用の推進に関すること。
- (5) 次世代自動車の普及に関すること。

中小企業部

〇 中小企業支援課

- (1) 産業労働局中小企業部内各課の総合調整に関すること。
- (2) 中小企業活性化の推進に係る総合的企画及び調整に関すること。
- (3) 中小企業の経営革新の促進に関すること。
- (4) 中小企業の経営承継の円滑化に関すること。
- (5) 中小企業による地域の資源を活用した事業活動の促進に関すること。
- (6) 工芸品産業の振興に関すること。
- (7) 下請取引適正化の促進に関すること。
- (8) 商工会、商工会議所及び神奈川県中小企業団体中央会に関すること。
- (9) 神奈川県中小企業支援センターに関すること。

〇 商業流通課

- (1) 商業及びサービス業の振興に関すること。
- (2) 中小商業及び中小サービス業の支援に関すること。
- (3) 中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号)の施行に関すること。
- (4) 小売商業調整特別措置法(昭和34年法律第155号)及び大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)の施行に関すること。
- (5) 流通関連産業の支援に関すること。
- (6) 商業関係団体及びサービス業関係団体の支援に関すること。
- (7) 生活関連物資等の流通及び価格安定に関すること(他課の主管に属するものを除く。)。

金融課

- (1) 中小企業金融に関すること。
- (2) 中小企業高度化資金に関すること。
- (3) 小規模企業者等設備貸与事業資金に関すること。
- (4) 貸金業法(昭和58年法律第32号)の施行に関すること。
- (5) 信用保証協会に関すること。

労働部

〇 雇用労政課

- (1) 産業労働局労働部内各課の総合調整に関すること。
- (2) 雇用対策の総合的企画及び調整に関すること。
- (3) 若年者、中高年齢者、女性及び障害者の就業支援に関すること。
- (4) 仕事と生活の調和に関すること。
- (5) 労使関係の安定の促進に関すること。
- (6) 労働紛争議の予防及び解決の促進に関すること。
- (7) 労働者の福祉の向上に関すること。
- (8) 労働組合法(昭和24年法律第174号)、労働関係調整法(昭和21年法律第25号)及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)の施行に関すること。
- (9) 駐留軍離職者及び刑務所出所者等の就業支援に関すること。
- (10) 労働者福祉に係る貸付金に関すること。
- (11) 勤労者福祉施設に関すること。
- (12) かながわ労働センター及び障害者雇用促進センターに関すること。

〇 産業人材課

- (1) 技術及び技能人材の育成に関すること。
- (2) 職業能力開発計画の策定に関すること。
- (3) 事業主等の行う職業訓練に係る認定、指導及び補助に関すること。
- (4) 職業訓練指導員の試験及び免許に関すること。
- (5) 技能検定及び技能照査に関すること。
- (6) 技能者の表彰に関すること。
- (7) 産業技術短期大学校、総合職業技術校及び障害者職業能力開発校に関すること。
- (8) 職業能力開発協会に関すること。

5 出先機関等

(1)出先機関

主管課	出 先 機 関 名	所在地及び電話番号	所管事務及び管轄区域
総務室	計量検定所	横浜市神奈川区浦島丘 4 (045) 421-3484(代)	計量に関する事業の登録及 び届出の受理等に関すること
	かながわ労働センター	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ内 (045)633-6110(代)	労働関係に関する指導・教 育・調査等に関すること
雇	(川崎支所)	川崎市高津区溝口 1-6-12 リンクス溝の口 1 階 (044)833-3141	川崎市
用	(県 央 支 所)	厚木市水引 2 - 3 - 1 厚木合同庁舎 3 号館内 (046) 296-7311	相模原市、厚木市、 大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市、 愛川町、清川村
労	(湘南支所)	平塚市西八幡 1 - 3 - 1 平塚合同庁舎別館内 (0463)22-2711(代)	平塚市、藤沢市、 小田原市、茅ヶ崎 市、 秦野市、伊勢原市、
政			南足柄市、寒川町、 大磯町、二宮町、 中井町、大井町、 松田町、山北町、 開成町、箱根町、 真鶴町、湯河原町
課	障害者雇用促進センター	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ内 (045)633-6110(代)	企業や就労支援機関に対する障がい者雇用に係る支援に 関すること

主管課	出先機関名	所在地及び電話番号	所管事務及び管轄区域
産	産業技術短期大学校	横浜市旭区中尾 2 - 4 - 1 (045)363-1231(代)	1 職業能力開発促進法に 基づく労働者に対する職業訓練の実施 2 公共職業能力開発施設 以外の者の行う職業訓練 並びに職業能力開発施設 がびに職業能力開発を 向上に努める労働者に対 して、資料の提供その他 必要な援助を行うこと 3 訓練指導技法の開発普及 指導員の研修実施に関する こと
**************************************	東部総合職業技術校	横浜市鶴見区寛政町28-2 (045)504-2800(代)	1 職業能力開発促進法に 基づく労働者に対する職 業訓練の実施 2 公共職業能力開発施設 以外の者の行う職業訓練 並びに職業能力の開発・
	(二俣川支所)	横浜市旭区中尾 2 - 4 - 1 (045) 363-1992(代)	向上に努める労働者に対 して、資料の提供その他 必要な援助を行うこと 職業能力開発促進法に基づ く労働者に対する職業訓練 (委託訓練)の実施
課	西部総合職業技術校	秦野市桜町2-1-3 (0463)80-3001(代)	1 職業能力開発促進法に 基づく労働者に対する職 業訓練の実施 2 公共職業能力開発施設 以外の者の行う職業訓練 並びに職業能力の開発・ 向上に努める労働者に対 して、資料の提供その他 必要な援助を行うこと
	神奈川障害者職業能力 開発校	相模原市南区桜台13-1 (042)744-1243(代)	職業能力開発促進法に基づ く障害者の職業訓練に関する こと

(2)海外駐在先

主管課		所 在	地	電	話	番	号
企業誘致・国際		JETRO Singapore Kana 16 Raffles Quay,#38- Singapore 048581	agawa Division -05 Hong Leong Building	シンガ +6	ポール 5-6221		4
際ビジネス課	北米事務所	JETRO New York Kanaş 565 Fifth Avenue, 4th NY 10017, USA		ニュー +1	ョーク -212-9		437

6 附属機関

条例によるもの

余例による								ı				Г				
名 称	所	掌	事	務	設	置相	拠	委	員	数	任期	Ē	折	管	課	:
神奈二県中小規模化 東北 東北 東北 東北 東北 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	要事項にじて調査	こつき知 証審議し	1事の評	つ結果を				委員数 中小企業 学識経駅 公募委員 関係行政	険者 員	3名 2名 溳 1名	2年	中/	小企	:業ラ	支援	課
神奈川県中小企業調停審議会	る号法基組る構のる体せしこ中法)(づ合重成安事協ん、と小律及昭き協要員定項約又そ。企(び和、約事たに並にはれ	124年東び、中ぼにし関調小年事び、中ぼにし停にしばりである。 ではいりではにしばでは、中ばにしばではの特中小す特知に	年業律諮殊小企影殊事つ法等第問契企業響契のき律協18に約業者等約行調	第同1応に団のに及う査18組)じ関体経関びあ審で、すの営す団つ議				委員数		-名	2年	中/	小企	業	支援	細
神奈川県大 規模小売店 舗立地審議 会	成10年法	は律定すると 発定するた要じな でない。 である者と である。 である者と である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	1号大にの項調に 1号大にの項調に 1号大にの項調に 1号で 1号で 1号で 1号で 1号で 1号で 1号で 1号で 1号で 1号で	第2条第 と と と を と に に に に に に に に に に に に に	附設る28単	機関に 機関(€例(€ を例(乗 を)の(乗	す 沼和 川	委員数学識経り	食者	8名 8名		商	業	流	通	課
神奈川県労働審議会	労働門につき、調査審議し又は意	知事の 急し 、そ)諮問に : の結果	見を報告				委員数 学識経 労働者付 使用者付	表为	17名 5名 6名 6名		雇	用	労	政	課
神奈川県駐 留軍関係離 職者等対策 協議会	置法(昭和	和33年記 記定に基 選者等対 要な事項 関係行	去律第1 までは は は で の は う で め 機 は る 機 り し み し み し み り み り み り み り み り み り み り	駐留軍 進進に関 養すると				委員数 労働組合 経営団体 関係行政	本の代表	3名		雇	用	労	政	課
神奈川県職 業能力開発 審議会		建第64号 がき は は 事 で ま で ま で る と 業 で る と ま で る で る し る し る し る し る し る し る し る し る	h) 第9 戦業力 こつ で 番議し	1条の規計開発の規制を関係である。 (1条の) (1条の				委員数 学識経 関係事 関係労働 (特別委	業主代表 動者代表			産	業	人	材	課

Ⅱ 予算及び施策の概要

1 令和3年度産業労働局当初予算総括表

(一般会計)

	双云司/	令和3年度	令和2年度	対前年度は	比較
	区 分	当初予算額	当初予算額	増減額	伸率
		A	В	A - B	A/B
(款	的労働費	7, 701, 667	6, 957, 991	743, 676	110.7%
	(項)労 政 費	4, 554, 938	4, 421, 610	133, 328	103.0%
	(項)職業訓練費	2, 537, 974	2, 125, 420	412, 554	119. 4%
	(項)雇用対策費	339, 930	137, 829	202, 101	246.6%
	(項)労働委員会費	268, 825	273, 132	△ 4,307	98. 4%
1	使途を指定しない収入 (労 働 費)	l	1	1	_
(款	灯商 工費	33, 740, 447	12, 971, 920	20, 768, 527	260. 1%
	(項)商工総務費	8, 684, 901	4, 570, 407	4, 114, 494	190.0%
	(項)工業費	5, 357, 450	6, 082, 405	△ 724, 955	88. 1%
	(項)商工金融費	19, 698, 096	2, 319, 108	17, 378, 988	849.4%
	使途を指定しない収入 (商 工 費)	_	_	_	
	産業労働局 ・ 労働委員会小計	41, 442, 114	19, 929, 911	21, 512, 203	207. 9%

(特別会計)

区 分	令和3年度	令和 2 年度	対前年度以	比較
	当初予算額	当初予算額	増減額	伸 率
	A	B	A-B	A/B
中小企業資金会計	2, 833, 879	2, 935, 173	△ 101, 294	96. 5%

(総括)

(小0.1口)							
	令和3年度	令和2年度	対前年度比較				
区分	当初予算額	当初予算額	増減額	伸率			
	A	В	A - B	A/B			
産業労働局 • 労働委員会総計	44, 275, 993	22, 865, 084	21, 410, 909	193. 6%			

(単位:千円)

令和3年度当初予算財源内訳									
国庫支出金	使用料及び 手数料	財産収入	寄附金	繰入金	諸収入	県 債	一般財源		
2, 293, 895	170, 358	23, 018	1		115, 435	407, 000	4, 691, 961		
524, 423	8, 775	1, 448			5, 539	17, 000	3, 997, 753		
1, 663, 811	161, 583	21, 543			39, 396	390, 000	261, 641		
105, 661	l	27	l	l	70, 500	l	163, 742		
_							268, 825		
_	-	22, 190	-		3,000		△ 25, 190		
13, 007, 674	30, 013	44, 279	100	l	611, 157	26, 000	20, 021, 224		
100, 674	28, 492	39, 393	100		529, 957	26, 000	7, 960, 285		
_	21	4, 886	-		81, 200	-	5, 271, 343		
12, 907, 000	1, 500		_			_	6, 789, 596		
_	_	76, 400	_	1, 056, 832	72	0	△ 1, 133, 304		
15, 301, 569	200, 371	165, 887	100	1, 056, 832	729, 664	433, 000	23, 554, 691		

(単位:千円)

令 和	3 年 度	当初予	算財源	内 訳
貸付金収入	繰入金	繰越金	諸収入	県 債
1, 727, 209	279, 327	518, 179	59, 164	250, 000

(単位:千円)

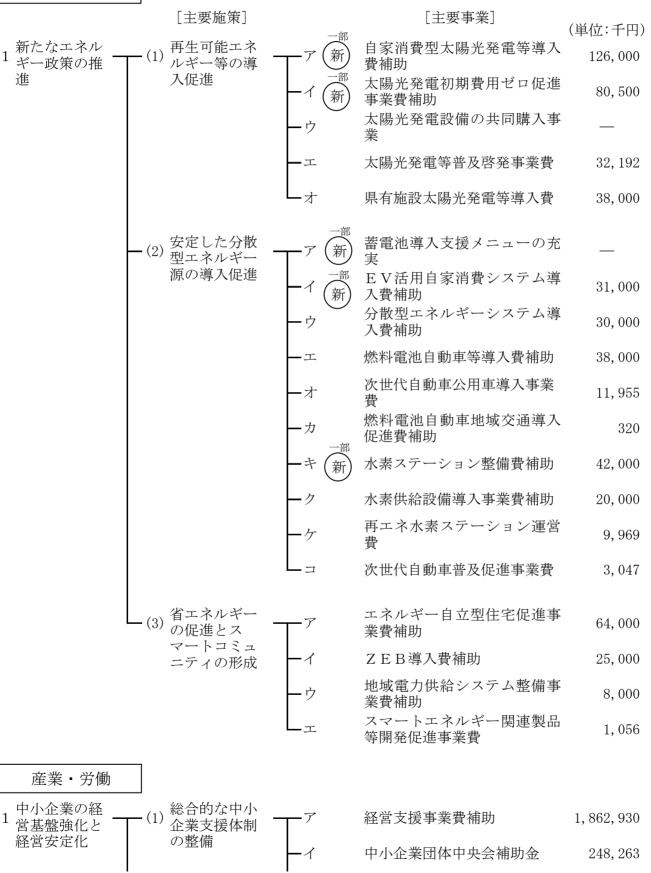
								,	1 1 1 1 1 1 1
令和3年度当初予算財源内訳									
国庫支出金	使用料及び 手数料	財産収入	寄附金	繰入金	諸収入	貸付金収入	県 債	繰越金	一般財源
15, 301, 569	200, 371	165, 887	100	1, 336, 159	788, 828	1, 727, 209	683, 000	518, 179	23, 554, 691

2 かながわグランドデザイン主要施策体系図

【事業の対象区域】 全ての事業が、全市町村を対象

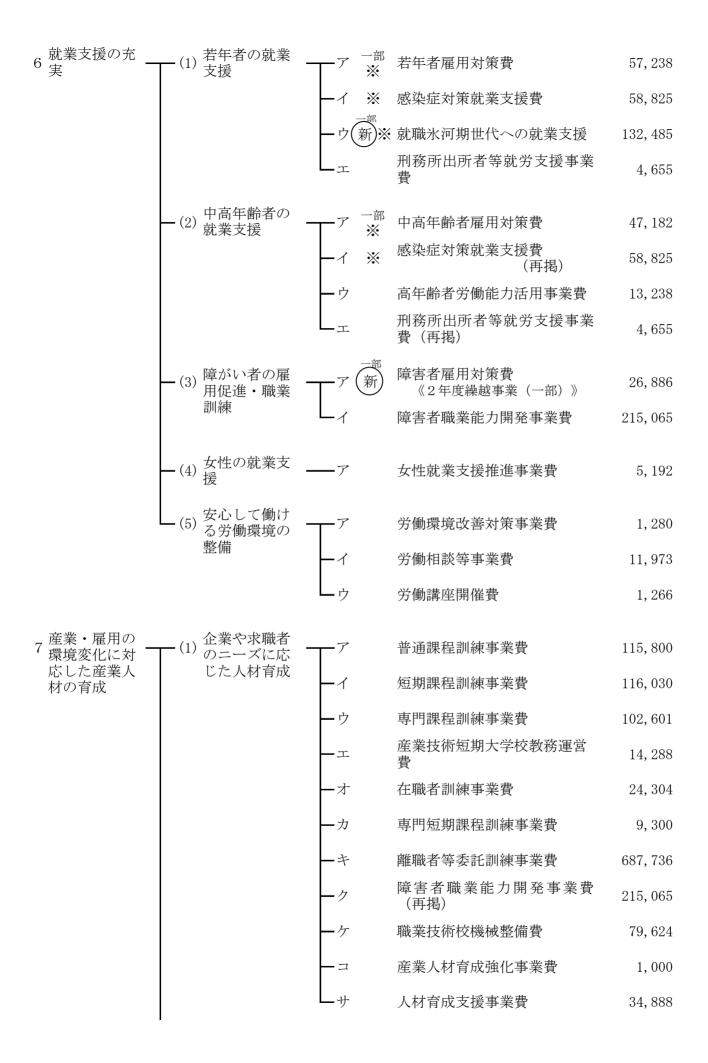
※の事業は「新型コロナウイルス感染症対策事業」

エネルギー・環境



		ーゥ		神奈川産業振興センター事業 費補助	378, 093
		- エ		神奈川産業振興センター事業 費補助 (国庫)	23, 814
		ーオ		中小企業・小規模企業振興事 業費	3, 917
		ーカ		小規模企業販路開拓支援事業費	4,000
		-+		プロフェッショナル人材戦略 拠点運営事業費	32, 173
		ーク		運輸事業振興助成交付金	945, 505
		ーケ	*	中小企業・小規模企業感染症 対策事業費補助	3, 833, 781
		- ⊐	*	アクリル板等貸与事業費	300,000
		ーサ	*	経営資源引継・事業再編事業 費補助	10,000
		ーシ	*	県内消費喚起対策事業費 《2年度繰越事業》	7, 500, 000
		ース	*	県内工業製品購入促進事業費 《2年度繰越事業(一部)》	1, 814, 080
		ーセ	*	商店街等プレミアム商品券支 援事業費補助	100, 000
	- (2) 経営基盤の強 化・安定化に	T^{r}	一部 ※	中小企業制度融資事業費補助	14, 082, 532
	向けた金融支 援	-1	一部 ※	信用保証事業費補助	4, 879, 672
		L _ウ		小規模企業者等設備貸与事業 資金貸付金	500, 000
2 創業の促進と 経営革新への	ー(1) ベンチャーな どの創出・育	$T^{\mathcal{T}}$		イノベーション人材交流拠点 事業費	48, 212
支援の強化	成	ーイ		スタートアップ支援事業費	36, 456
		ーウ		成長期ベンチャー交流拠点事 業費	69, 110
		上工	*	成長期ベンチャー支援事業費	60,000
	-(2) ものづくり高 度化への支援	T		産業技術総合研究所交付金 (ローカル5G通信環境、抗菌・抗ウ イルス製品の評価施設の運営費含む)	2, 971, 758
		− イ(新※	DXプロジェクト推進事業費	75, 120
		– р		工芸産業振興事業費	8, 339
		ー エ		ものづくり支援基盤整備事業 費	6, 530
		L _才		工芸品産業担い手育成事業費	468
3 産業集積の		T^{r}		セレクト神奈川NEXT補助 金	100, 000
との経済交 流の促進	促進	ーイ		セレクト神奈川100補助金	638, 760

1				
		ーゥ	インベスト神奈川助成金	89, 956
		_ _ _	企業誘致促進賃料補助金	17, 500
		ーオ	外国企業誘致促進事業費	4, 080
		ーカ	外国企業立上げ支援補助	4, 000
		_÷	企業誘致推進等事業費	4, 175
		ー ク	セレクト神奈川融資事業費補助	300,000
		L _ケ	インベスト神奈川融資事業費補助	142, 080
(2) 県内企業の海 外展開への支 -	・・ ア	中小企業海外展開支援事業費	3, 562
	援と海外との 経済交流の促 進	- 1	中小企業外国人材採用支援事 業費	1,500
	進	ーウ	海外駐在員派遣費	89, 067
		一工	民間金融機関海外拠点派遣費	9, 747
		一才	神奈川産業振興センター国際 ビジネス支援事業費補助	83, 976
4 国家戦略特区 ——(1 等を活用した ——(1) ロボット関連 産業の創出・	┯ァ(新)※	新型コロナウイルス感染症対 策ロボット実装事業費	67, 310
成長産業の創 出・育成など	育成	一イ (新)	最先端ロボットプロジェクト 推進事業費	15, 940
		- p	実証施設維持運営費	11, 264
		ー エ	ロボット技術活用促進事業費	8, 064
		一 才	重点プロジェクト推進事業費	7, 539
		ーカ	産業技術総合研究所交付金 (一部再掲)	11,662
		<u>-</u> +	ロボット導入支援事業費	5, 055
		ーク	ロボット普及・浸透推進事業 費	2, 096
		ーケ	ロボット共生社会推進事業費	3, 041
		La	ロボット産業特区広報事業費	11, 047
5 商業など地域 (1) まちのにぎわ) いを創出する -	・ ア	商店街魅力アップ事業費補助	31, 500
した産業の振興	商業・商店街の 振興	- 1	商店街インバウンド受入推進 事業費	882
		ーウ	若手商業者連携促進事業費	3, 102
		上エ	商店街パワーアップ支援事業 費	5, 432
(2) 伝統的工芸品 など地域に根 ざした産業の 振興	— Р	伝統的工芸品産業振興費負担 金	220



	 	アーイーウ	技能向上対策事業費 技能尊重対策事業費 産業技術短期大学校西キャン パスの整備	106, 134 7, 334 391, 828
8 外国人材の育 成・活躍支援・	(1) 留学生などの 外国人材の受 入れ	T_{\prime}^{r}	専門課程訓練事業費(再掲) 産業技術短期大学校教務運営 費(再掲)	102, 601 14, 288
県民生活				
1 男女共同参画 1 社会の実現と 女性の活躍支 援	 (1) 仕事と生活の 調和(ワーク・ ライフ・バラン ス)の実現	——ァ ^{一部} ※	働き方改革推進事業費 《2年度繰越事業(一部)》	143, 288

3 主要事業の概要

令和3年度の主な事業を記載しています。 新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、事業の 執行について変更が生じる場合があります。

※印の事業は「新型コロナウイルス感染症対策事業」

エネルギー・環境

1 新たなエネルギー政策の推進

(1) 再生可能エネルギー等の導入促進

- 一部デア 自家消費型太陽光発電等導入費補助 126,000千円 事業所への固定価格買取制度を利用しない太陽光発電等の 更なる導入拡大を図るため、自家消費型の太陽光発電設備等 の導入に対して補助する。また、蓄電池を併せて設置する事 業や、初期費用ゼロで事業所に太陽光発電設備等を設置する 事業(事業所用自家消費型0円ソーラー)に対して、新たに 補助する。
- - ウ 太陽光発電設備の共同購入事業 住宅への太陽光発電等の更なる導入拡大を図るため、購入 希望者を募り、一括して発注することで市場価格よりも安い 費用で購入することができる共同購入事業を実施する。 実施メニュー:「太陽光発電」、「太陽光発電+蓄電池」、 「蓄電池」
 - エ 太陽光発電等普及啓発事業費 32,192千円 上記(1)イ及び(1)ウの認知度向上などにより、太陽 光発電等の更なる導入拡大を図るため、インターネット等を 活用したPRを実施する。
 - オ 県有施設太陽光発電等導入費 38,000千円 防災拠点や避難所等として位置付けている県有施設に非常 用電源としても活用できる自家消費型の太陽光発電設備及び 蓄電池を導入する。

(2)安定した分散型エネルギー源の導入促進

一部(新)ア 蓄電池導入支援メニューの充実 大陽光で発電した電気を効率的に利用するため、上記 (1)ア及び(1)イで、住宅や事業所に太陽光発電と併せて蓄電池を設置する事業に対して補助する。また、(1)ウで、「太陽光発電+蓄電池」、「蓄電池」単体の導入促進を図る。

- 一部(新)イ E V活用自家消費システム導入費補助
 電気自動車(E V)・プラグインハイブリッド自動車(P H V)を蓄電池として利用するため、建物とE V・P H V の間で充給電を行う V 2 H 設備の導入に対して補助する。また、V 2 H 設備と併せて E V・P H V を新たに導入する場合に、補助を増額する。
 - ウ 分散型エネルギーシステム導入費補助 30,000千円 平時における電力と熱の効率的な利用とともに、災害時の 強靭性(レジリエンス)向上を図るため、ガスコージェネ レーション等の導入に対して補助する。
 - エ 燃料電池自動車等導入費補助 38,000千円 水素エネルギーの導入を促進するため、個人や事業者による燃料電池自動車(FCV)等の導入に対して補助する。
 - オ 次世代自動車公用車導入事業費 11,955千円 次世代自動車の普及を図るため、県の公用車として導入す る。
 - カ 燃料電池自動車地域交通導入促進費補助 320千円 FCVの地域交通(ハイヤー等)への導入を促進するため、FCVの地域交通における運用モデルの構築に必要な車 両性能及び運行データの提供、地域の防災訓練及び県が実施 する普及啓発事業への協力に対して補助する。
- 一部(新)キ 水素ステーション整備費補助 42,000千円 FCVの普及に不可欠な、水素ステーションの整備を促進 するため、事業者による水素ステーションの整備に対して補 助する。その際、水素ステーションが設置されていない市町 村に新たに整備する場合には、補助を増額する。
 - ク 水素供給設備導入事業費補助 20,000千円 水素を燃料とする燃料電池フォークリフトの普及のため、 事業者による水素供給設備の整備に対して補助する。
 - ケ 再エネ水素ステーション運営費 9,969千円 水素エネルギーの普及に向けて、CO2フリー水素社会の 具体的なイメージをPRするため、再生可能エネルギーで製造した水素を利用する簡易型の水素ステーションの運用を行う。
 - コ 次世代自動車普及促進事業費 3,047千円 EV及びFCVの普及を図るため、関連する企業等が参加 する協議会で普及に向けた検討を進めるとともに、広報用動 画等を作成することにより普及啓発を実施する。

(3)省エネルギーの促進とスマートコミュニティの形成

ア エネルギー自立型住宅促進事業費補助 64,000千円 省エネと創エネにより年間の一次エネルギー消費量を正味 でゼロにする、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZE H)の導入や、ZEH化することが困難な既存住宅の省エネ 改修工事に対して補助する。

イ ZEB導入費補助 25,000千円 省エネと創エネにより年間の一次エネルギー消費量を正味 でゼロにする、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB) の導入に対して補助する。

- ウ 地域電力供給システム整備事業費補助 8,000千円 エネルギーの地産地消を推進するため、小売電気事業者が 地域の住宅や事業所等に設置された太陽光発電設備等から電 力を調達し、地域に供給する事業に対して補助する。
- エ スマートエネルギー関連製品等開発促進事業費 1,056千円 エネルギー関連産業への参入促進を図るため、中小企業が 行う、ホーム・エネルギー・マネジメント・システム (HE MS) や、水素・燃料電池関連の技術開発・製品開発を支援 する。

産業・労働

1 中小企業の経営基盤強化と経営安定化

(1)総合的な中小企業支援体制の整備

ア 経営支援事業費補助 1,862,930千円 商工会議所等が行う経営相談、金融相談などの経営支援事業や特産品の開発・普及などの地域活性化事業に対して補助する。また、小規模企業応援隊を設け、小規模企業サポーターとコーディネーターが直接企業を訪問し企業の掘り起しを行うなど、経営課題解決に向けた支援を行う。

- イ 中小企業団体中央会補助金 248,263千円 神奈川県中小企業団体中央会が行う中小企業等の組織化の 推進、連携の支援などの事業に対して補助する。
- ウ 神奈川産業振興センター事業費補助 378,093千円 (公財)神奈川産業振興センターが行う相談、助言などの 中小企業等の支援事業に対して補助する。

- エ 神奈川産業振興センター事業費補助(国庫) 23,814千円 (公財)神奈川産業振興センターが行う中小企業等向け専 用相談窓口の設置や、「企業経営の未病CHECKシート」 アプリの運用など、「企業経営の未病改善」を支援する事業 に対して補助する。
- オ 中小企業・小規模企業振興事業費 3,917千円 地域経済の活性化を図るため、各種支援施策の活用促進等 を行う。また、自然災害や感染症発生時の事業継続や早期復 旧を図るため、BCP(事業継続計画)策定の重要性を周知 するとともに、専門家派遣などによりBCP策定を支援す る。
- カ 小規模企業販路開拓支援事業費 4,000千円 県や支援機関の支援策を活用した小規模企業者等を対象 に、オンライン開催等による展示・販売会への出展支援を行 う。
- キ プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業費 32,173千円 中小企業等の事業革新を促進するため、「神奈川県プロ人材 活用センター」において、企業に必要な専門的知識・ノウハウ を持った人材の採用をサポートする。
- ク 運輸事業振興助成交付金 945,505千円 営業用トラック・バスの輸送力の確保等を図り、安全・快 適で環境にやさしい運輸サービスや公共交通を確保するた め、県トラック協会、県バス協会等が行う交通安全対策事 業、環境対策事業等に対して交付金を交付する。
- ※ケ 中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助

3,833,781千円

中小企業者等の感染拡大防止対策や新たな事業展開を支援するため、感染防止対策やデリバリー・テイクアウトの取組み、ビジネスモデルの転換事業に対して補助する。

(補助上限額:感染拡大防止対策・非対面ビジネスモデル構築事業 100万円、ビジネスモデル転換事業 3,000万円)

- ※コ アクリル板等貸与事業費 300,000千円 新型コロナウイルス感染症の主要な感染源の一つとされる 会食時の飛沫感染を防ぐため、アクリル板、サーキュレー ター等を県で調達し、無償貸付を実施する。
- ※サ 経営資源引継・事業再編事業費補助 10,000千円 第三者承継における雇用の維持を図るため、事業承継後に 継続雇用される人件費に対して補助する。 (補助上限額:100万円)

- ※シ 県内消費喚起対策事業費 7,500,000千円 消費意欲の減退した消費者の購買意欲を喚起し、県内事業 者を支援するため、キャッシュレス決済時に決済額の20%を 還元する。(1人当たり4,000円相当を上限)《2年度繰越事業》
- ※ス 県内工業製品購入促進事業費 1,814,080千円 県内工場で製造された製品に対する需要を喚起するため、 県民等が県内工業製品(希望小売価格等が税抜3万円以上) を購入する際の割引を支援する。
 - ・割引額:希望小売価格等の10%以内(1製品上限額20万円)《2年度繰越事業(一部)》
- ※セ 商店街等プレミアム商品券支援事業費補助 100,000千円 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体等の 活性化及び地域における消費を喚起するため、商店街等が実 施するプレミアム商品券発行事業に対して補助する。 (補助上限額:1商店街 200万円、複数商店街 500万円)

(2)経営基盤の強化・安定化に向けた金融支援

- 一部 ※ ア 中小企業制度融資事業費補助 14,082,532千円 融資枠を過去最大の3,000億円とした上で、「新たな事業展開対策融資」を拡充し、新型コロナウイルス感染症に負けない中小企業者等への転換等を金融面から後押しする。〈融資枠3,000億円(緊急対応分を含む)を確保(過去最大)〉
- 一部 ※イ 信用保証事業費補助 4,879,672千円 中小企業制度融資を利用する中小企業者等の負担を軽減するため、「新たな事業展開対策融資」や「BCP策定支援融資」の保証料補助を拡充するなど、神奈川県信用保証協会が行う保証料引下げに要する経費等に対して補助する。
 - ウ 小規模企業者等設備貸与事業資金貸付金 500,000千円 (公財)神奈川産業振興センターが実施する割賦販売又は 設備リースに要する資金を貸し付けることにより、経営革新に 取り組む小規模企業者等の設備投資を支援する。

<貸与規模:5億円>

2 創業の促進と経営革新への支援の強化

(1)ベンチャーなどの創出・育成

ア イノベーション人材交流拠点事業費 48,212千円 次世代のベンチャー企業の担い手を育成するため、起業支援 拠点「HATSU鎌倉」を運営し、起業準備者に対して起業に向 けた助言や相談対応を行うとともに、起業の実現を集中的に 支援する実践的なプログラムや先輩起業家との交流機会を提 供する。 イ スタートアップ支援事業費 36,456千円 起業直後のベンチャー企業を対象に、講座の開催や個別相 談・集中支援等の支援を行うことで、ベンチャー企業におけ る事業の成長を促進する。

ウ 成長期ベンチャー交流拠点事業費 69,110千円 ベンチャー企業の成長を加速化させるため、支援拠点「S HINみなとみらい」を運営するとともに、ベンチャー企業 と大企業による事業連携を目的として構築した協議会の活動 を通じて、新たな連携プロジェクトを創出する。

※エ 成長期ベンチャー支援事業費 60,000千円 新型コロナウイルス感染症対策に資する新たなサービスの 開発に取り組むベンチャー企業を支援する。

(2)ものづくり高度化への支援

ア 産業技術総合研究所交付金 2,971,758千円 県内企業の技術的課題の解決及び新技術や新製品の開発を 促進するため、ローカル5Gの実証環境を活用した技術支援 や、抗新型コロナウイルスに対応する製品の性能評価など (地独)神奈川県立産業技術総合研究所が実施する事業に要 する運営費を交付する。

- (新)※イ DXプロジェクト推進事業費 75,120千円 県内企業のDXを促進するため、データとデジタル技術を 活用した新たな商品やサービスの開発プロジェクトを公募 し、開発・実証に必要な技術的助言を行うとともに、経費に 対する支援を行う。
 - ウ 工芸産業振興事業費 8,339千円 工芸品関連産業の持続的な発展に向けて、新商品開発や生 産性向上のための技術的支援を実施する。
 - エ ものづくり支援基盤整備事業費 6,530千円 ニーズの高い設備機器を整備し、事業者に試作などに活用 する機会を提供することで、生産の効率化とスピード感を 持った新商品開発ができるよう支援する。
 - オ 工芸品産業担い手育成事業費 468千円 伝統工芸品産業に携わり活躍したい若手技術者に対し、市 場に受け入れられる商品づくりの支援を行う。

3 産業集積の促進と海外との経済交流の促進

(1)企業立地や設備投資などの促進

ア セレクト神奈川NEXT補助金 100,000千円 市場の創出や拡大が見込まれる成長産業の企業等の立地の 促進と、高度な産業集積の維持・発展を図るため、県外・国 外から立地する企業の土地・建物・設備への投資に対して補 助するとともに、県内企業の再投資に対して補助する。

イ セレクト神奈川100補助金 638,760千円 「神奈川県企業誘致推進方策」の企業誘致促進補助金によ り、工場等を新設又は増設した事業者に対し、一定の割合に より補助金を分割して交付する。

ウ インベスト神奈川助成金 89,956千円 「神奈川県産業集積促進方策」の施設整備等助成制度により、工場等を新設又は増設した事業者に対し、一定の割合により助成金を分割して交付する。

エ 企業誘致促進賃料補助金 17,500千円 多様な立地形態に合わせた支援を行うため、県外から立地 する企業や外国企業の運営拠点に係る賃料に対して補助する。

オ 外国企業誘致促進事業費 4,080千円 外国企業の誘致を図るため、外国企業向けスタートアップ オフィス及びレンタルオフィスの運営等を行う。

カ 外国企業立上げ支援補助 4,000千円 外国企業進出時の立上げを支援するため、専門家によるコンサルティングや会社設立の手続に係る経費に対して補助する。

キ 企業誘致推進等事業費 4,175千円 県外の優良企業の立地を促進するため、神奈川県企業誘致 促進協議会が行う企業誘致促進プロモーションの支援等を行 う。また、産業用地・賃貸オフィス情報サイトにより、企業 誘致の受け皿となる不動産情報を提供し、県内への企業立地 を促進する。

ク セレクト神奈川融資事業費補助 300,000千円 県外・国外から立地する中小企業者等及び生産施設の拡張 を伴う設備投資を行う県内中小企業者等に対して低利融資を 行うため、企業立地促進融資及び企業誘致促進融資の取扱金 融機関に対して補助する。(セレクト神奈川NEXT・セレ クト神奈川100) ケ インベスト神奈川融資事業費補助 142,080千円 県外から県内に立地した中小企業者等及び生産施設の拡張 を伴う設備投資を行った県内中小企業者等に対して低利融資 を行うため、インベスト神奈川融資事業の取扱金融機関等に 対して補助する。

(2)県内企業の海外展開への支援と海外との経済交流の促進

ア 中小企業海外展開支援事業費 3,562千円 海外展開を図る中小企業・小規模企業に対し、進出ニーズ の高い国・地域の最新ビジネス事情に関する説明会を開催す るとともに、海外市場での販路開拓・拡大を支援するため、 県内企業の製品等を紹介するデジタルコンテンツを作成す る。

イ 中小企業外国人材採用支援事業費 1,500千円 海外展開を目指す中小企業・小規模企業の海外部門におい て中心的役割を担うことが期待される外国人材を確保する機 会を提供するため、留学生を対象に合同会社説明会を開催 し、企業の海外展開を支援する。

ウ 海外駐在員派遣費 89,067千円 外国企業の県内誘致及び中小企業・小規模企業の海外展開 支援のため、シンガポールと米国ニューヨークに海外駐在員 を派遣し、投資セミナーの開催や企業訪問等を行う。

- エ 民間金融機関海外拠点派遣費 9,747千円 中小企業・小規模企業の海外展開を支援するため、民間金 融機関の海外拠点に県職員を派遣し、相談対応等の業務に従 事する。
- オ 神奈川産業振興センター国際ビジネス支援事業費補助 83,976千円 中小企業・小規模企業の海外展開を支援するため、 (公財)神奈川産業振興センターが行う、海外展開に向けた 国別勉強会、海外オンライン展示会への出展支援等の国際ビジネス支援事業及び中国の大連に設置している事務所の運営 に対して補助する。

4 国家戦略特区等を活用した成長産業の創出・育成など

- (1)ロボット関連産業の創出・育成
- (新)※ア 新型コロナウイルス感染症対策ロボット実装事業費 67,310千円 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に有用なロボットの 実装に意欲的な施設に対し、ロボットの選定や導入に必要と なる施設環境の調整など、総合的な支援を行う。併せて得ら

れたノウハウをモデル化し、同種施設への実装を推進する。

- 一部(新) 最先端ロボットプロジェクト推進事業費 15,940千円 経済的効果、県民生活への影響、発展性、注目度に優れた 最先端のロボットプロジェクトを公募し、商品化に向けた実 証実験の実施や改良に加え、市場調査や人材確保なども支援 する。
 - ウ 実証施設維持運営費 11,264千円 生活支援ロボット等の実証実験の場である、さがみロボッ ト産業特区プレ実証フィールド(相模原市南区新戸)の管理 運営を行う。
 - エ ロボット技術活用促進事業費 8,064千円 生活支援ロボットの早期実用化を図るため、実証実験案件 を全国から公募し、採択した案件に対し支援を行うほか、企 業間のマッチングを促進し、ロボット関連産業への参加促進 を図る。
 - オ 重点プロジェクト推進事業費 7,539千円 重点プロジェクトに位置付けた生活支援ロボットの早期実 用化・事業化を図るため、アドバイザー支援や実証実験支援 を行う。
 - カ ロボットの早期実用化に向けた取組み (産業技術総合研究所交付金の一部再掲) 11,662千円 生活支援ロボット等を最短期間で商品化するため、専門家 のコーディネートにより共同研究開発等を促進する神奈川版 オープンイノベーションの取組みを推進するとともに、デザ イン面からの総合的な支援を実施する。
 - キ ロボット導入支援事業費 5,055千円 特区の取組みを活用して商品化された生活支援ロボットに ついて、民間施設等への導入の促進を図るため、ロボットの 導入に対して補助する。

- ク ロボット普及・浸透推進事業費 2,096千円 ロボットの普及・浸透を図るため、生活支援ロボットを自 由に体験できるロボット体験施設(ロボテラス内)を設け る。
- ケ ロボット共生社会推進事業費 3,041千円 ロボットと共生する社会の実現に向けて、ロボットが活用 されている様子を身近な場所で実感できるモデル空間において、ロボットの実証実験を行うことにより、共生社会の「県民にとっての見える化」を推進する。
- コ ロボット産業特区広報事業費 11,047千円 「さがみロボット産業特区」の取組みを周知し、更なる理 解を促進するため、イメージキャラクターである「鉄腕アトム」等を活用した広報を実施する。

5 商業など地域の生活に根ざした産業の振興

- (1) まちのにぎわいを創出する商業・商店街の振興
 - ア 商店街魅力アップ事業費補助 31,500千円 新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた商店街の集客 力の強化を図るため、未病改善や共生社会の実現に向けた取 組みのほか、買物弱者支援の取組みなど、商店街が自らの魅 力を高めるために行う事業に対して補助する。
 - イ 商店街インバウンド受入推進事業費 882千円 商店街での外国人観光客の円滑な受入れを支援するため、 外国人観光客への対応に関する講習会等を開催する。
 - ウ 若手商業者連携促進事業費 3,102千円 次代の地域商業の担い手を育成するため、地域活性化の活動を行う若手商業者グループにコーディネーターを派遣して支援するとともに、若手商業者に地域活性化のノウハウを継承する交流会を開催する。
 - エ 商店街パワーアップ支援事業費 5,432千円 商店街活動の活性化を図るため、商店街に中小企業診断士 などのアドバイザーを派遣し、活性化に資する指導、助言を 行う。

(2) 伝統的工芸品など地域に根ざした産業の振興

ア 伝統的工芸品産業振興費負担金 220千円 伝統的工芸品産業等の振興のため、神奈川県工芸産業振興 協会の発明考案保護等の活動を支援する。

6 就業支援の充実

(1) 若年者の就業支援

一部※ア 若年者雇用対策費

57,238千円

若者の就職を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」において、就職情報・職業訓練情報の提供を行い、キャリアカウンセリングを充実・強化するとともに、就職活動支援講座及び県内中小企業等での実践的な職場体験を実施する。

※イ 感染症対策就業支援費

58.825千円

キャリアカウンセリング、少人数講座や再就職支援講座の 充実等により、就労支援機関における支援の強化を図るとと もに、コロナによる失業者等の求職者と人材を必要とする県 内企業のマッチングを図るため、合同就職面接会やミニ企業 相談会等を実施する。

一部※ウ 就職氷河期世代への就業支援

132,485千円

経験、スキル等の不足により自信を失っている就職氷河期世代を対象に、正社員に求められる基本的なスキルや心構え等を身に付ける実習型プログラムを提供する「かながわジョブテラス」を創設するとともに、合同就職面接会を開催し、就職氷河期世代の採用に意欲的な企業等への就業を支援する。

エ 刑務所出所者等就労支援事業費 4,655千円 職場定着が難しく、生活困窮に陥りやすい刑務所出所者等 の社会復帰を支援するため、就職後に職場訪問等による支援を行い、職場定着を促進する。また、定着支援終了後に就業の継続に不安を感じた刑務所出所者等を対象に電話等の相談による支援を実施する。

(2)中高年齢者の就業支援

一部※ア 中高年齢者雇用対策費

47,182千円

中高年齢者の多様な働き方を支援するため、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」において、就職情報・職業訓練情報の提供を行い、キャリアカウンセリングを充実・強化するとともに、就職活動支援講座を実施する。

※イ 感染症対策就業支援費(再掲)

58,825千円

キャリアカウンセリング、少人数講座や再就職支援講座の 充実等により、就労支援機関における支援の強化を図るとと もに、コロナによる失業者等の求職者と人材を必要とする県 内企業のマッチングを図るため、合同就職面接会やミニ企業 相談会等を実施する。 ウ 高年齢者労働能力活用事業費

13,238千円

(公社)神奈川県シルバー人材センター連合会が実施しているシルバー人材センター事業に対して補助するとともに、 生きがい事業団が設置されている町村に対して補助する。

エ 刑務所出所者等就労支援事業費(再掲) 4,655千円職場定着が難しく、生活困窮に陥りやすい刑務所出所者等の社会復帰を支援するため、就職後に職場訪問等による支援を行い、職場定着を促進する。また、定着支援終了後に就業の継続に不安を感じた刑務所出所者等を対象に電話等の相談による支援を実施する。

(3) 障がい者の雇用促進・職業訓練

一部(新)ア 障害者雇用対策費

26,886千円

障がい者の雇用促進と離職防止等のため、中小企業を対象としたコロナ禍における相談支援等を実施する。また、障がい者の就労の場の拡大を図るため、特例子会社の設立に関する補助を行うほか、中小企業や障がい者就労支援機関を対象とした研修等を新たにオンライン形式を取り入れて実施する。《2年度繰越事業(一部)》

イ 障害者職業能力開発事業費

215,065千円

神奈川障害者職業能力開発校(相模原市南区桜台)において、障がいの程度や適性に合った能力開発を実施する。また、求職中の障がい者を対象に、企業やNPO法人等に委託して短期間の訓練を実施する。

(4)女性の就業支援

ア 女性就業支援推進事業費 5,192千円 育児等を理由に就業を断念、あるいは離職せざるを得ない 女性を支援するため、国のマザーズハローワーク横浜内に設 置した「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」にお いて、キャリアカウンセリング等を実施する。

(5)安心して働ける労働環境の整備

ア 労働環境改善対策事業費 1,280千円 労働者からのメンタルヘルスについての相談への助言・指導や企業におけるメンタルヘルス対策の推進等により、労働福祉の向上を図る。

イ 労働相談等事業費 11,973千円 労働者や事業主等からの労働相談に対して、助言や指導な どの援助を行うことにより、労働問題の解決を促進し、労働 者の生活や福祉の向上を図る。

ウ 労働講座開催費

1,266千円

労使及び一般県民を対象に、労働問題や社会経済に関する知識を提供する労働講座を開催し、労働問題についての理解の促進、労使の自主的紛争解決能力の向上を図る。

7 産業・雇用の環境変化に対応した産業人材の育成

(1)企業や求職者のニーズに応じた人材育成

ア 普通課程訓練事業費

115,800千円

中小企業・小規模企業の人材育成を支援するため、東西2 校の総合職業技術校において、職業に必要な基礎的な知識、 技術、技能を習得するための訓練を実施する。

イ 短期課程訓練事業費

116,030千円

東西2校の総合職業技術校において、離転職者等を対象 に、再就職に必要となる知識、技術、技能を習得するための 訓練を実施するとともに、若者を対象に、企業実習付きの訓 練を実施する。

ウ 専門課程訓練事業費

102,601千円

産業技術短期大学校(横浜市旭区中尾)において、主として高等学校の新規学卒者を対象に、中小企業でニーズの高い 実践技術者を育成するため、専門課程の高度職業訓練を実施 するとともに、留学生の受入れを推進する。

工 産業技術短期大学校教務運営費

14,288千円

学生募集や就職促進、講師のスキルアップのための取組みを実施し、職業能力開発を促進するとともに、留学生への学習支援、生活相談及び就職先の開拓等、留学生を支援する体制の整備を推進する。

才 在職者訓練事業費

24,304千円

東西2校の総合職業技術校において、企業等の在職者を対象にスキルアップを図る訓練と、中堅若手の技術・技能者を対象に高度熟練技能の継承を支援する訓練を実施する。

力 専門短期課程訓練事業費

9,300十円

産業技術短期大学校(横浜市旭区中尾)において、企業等の在職者を対象に、先進的産業を支える実践技術者を育成するため、産業技術短期大学校の機能を活用した専門・高度な訓練を実施する。

キ 離職者等委託訓練事業費

687,736千円

民間教育訓練機関に委託して、離職者や就職氷河期世代のような不安定な就労を繰り返している労働者等を対象に、大型自動車運転免許やIT系の資格取得等により早期の就職を目指す短期の職業訓練を行うとともに、国家資格の取得等を目指す長期の職業訓練を行う。

ク 障害者職業能力開発事業費(再掲) 215,065千円 神奈川障害者職業能力開発校(相模原市南区桜台)で、障 がいの程度や適性に合った能力開発を実施する。また、求職 中の障がい者を対象に、企業やNPO法人等に委託して短期 間の訓練を実施する。

ケ 職業技術校機械整備費

79,624千円

企業ニーズに対応した訓練環境を整備するため、東西2校の総合職業技術校に必要な訓練機器の整備を行う。

コ 産業人材育成強化事業費

1,000千円

今後の技術革新や産業構造の変化を見据え、イノベーションや生産性の向上につながる分野について、専門的スキルや能力開発手法等を調査・検討し、職業訓練に反映させ人材の育成を図る。

サ 人材育成支援事業費

34.888千円

民間教育訓練機関等を含む支援ネットワークを活用し、モデルカリキュラム等の開発・提供等を行うとともに、技術・技能継承の支援策を企画する「在職者訓練コーディネータ」等を配置し、中小製造業等における技術・技能の継承を支援する。

(2)技術・技能の向上と技能に親しむ機運の醸成

ア 技能向上対策事業費

106,134千円

技能の振興を図るため、技能検定試験を実施する神奈川県職業能力開発協会へ補助等を行う。

イ 技能尊重対策事業費

7.334千円

ものづくりの魅力や重要性を伝え、技能に親しむ機会を提供するため、神奈川県職業能力開発協会等の関係団体と連携し、技能五輪全国大会及び全国障害者技能競技大会に参加する選手への支援等を行う。

ウ 産業技術短期大学校西キャンパスの整備 391,828千円 事業主等が行う職業訓練及び技能検定の円滑な実施のた め、老朽化が著しい産業技術短期大学校(横浜市旭区中尾) の西キャンパスを建て替える。

8 外国人材の育成・活躍支援

(1) 留学生などの外国人材の受入れ

ア 専門課程訓練事業費(再掲) 102,601千円 産業技術短期大学校(横浜市旭区中尾)において、主とし て高等学校の新規学卒者を対象に、中小企業でニーズの高い 実践技術者を育成するため、専門課程の高度職業訓練を実施 するとともに、留学生の受入れを推進する。

イ 産業技術短期大学校教務運営費(再掲) 14,288千円 学生募集や就職促進、講師のスキルアップのための取組み を実施し、職業能力開発を促進するとともに、留学生への学 習支援、生活相談及び就職先の開拓等、留学生を支援する体 制の整備を推進する。

県民生活

- 1 男女共同参画社会の実現と女性の活躍支援
 - (1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現
- 一部 ※ア 働き方改革推進事業費 ウィズコロナ時代の「新しい生活様式」に沿った働き方改 革を推進するため、テレワークの導入・定着に取り組む県内 中小企業等の支援(補助金、アドバイザー、相談会等)、サテ ライトオフィス勤務の環境整備(補助金)、女性の仕事と家庭 の両立支援等を実施する。《2年度繰越事業(一部)》

<参考> 令和3年度補正予算

(一般会計) (単位:千円)

(一般会計)							<u>(単位:十円)</u>
		1	A 1- 0 F F	^ T- 0 F -	A T- 0 F -	-1	補正予算の)財源内訳
	区 分	令和3年度 当初予算額	令和3年度 当初補正額	令和3年度 4月補正額	令和3年度 5月補正額	A+B+C+D	特定財源	一般財源
		A	В	C	D		国庫支出金	川又只切尔
(款	的	7, 701, 667	_	_	_	7, 701, 667	_	_
	(項)労 政 費	4, 554, 938	_	_	_	4, 554, 938	_	_
	(項)職業訓練費	2, 537, 974	_	_		2, 537, 974	_	_
	(項)雇用対策費	339, 930	_	_		339, 930	_	_
	(項)労働委員会費	268, 825	_			268, 825	_	_
,	使途を指定しない収入 (労 働 費)	_	_				_	_
(款	文)商 工 費	33, 740, 447	34, 111, 283	48, 974, 305	106, 546, 437	223, 372, 472	186, 117, 554	3, 514, 471
	(項)商工総務費	8, 684, 901	34, 111, 283	48, 974, 305	106, 546, 437	198, 316, 926	186, 117, 554	3, 514, 471
	(項)工業費	5, 357, 450	_			5, 357, 450	_	_
	(項)商工金融費	19, 698, 096	_			19, 698, 096	_	_
,	使途を指定しない収入 (商 工 費)	_	_	_	_	_	_	_
	産業労働局 • 労働委員会小計	41, 442, 114	34, 111, 283	48, 974, 305	106, 546, 437	231, 074, 139	186, 117, 554	3, 514, 471

(特別会計)

(付別云司)							
						補正予算の	の財源内訳
区 分	令和3年度 当初予算額	令和3年度 当初補正額	令和3年度 4月補正額	令和3年度 5月補正額	計 A+B+C+D	特定財源	一般財源
	A	В	C	D		国庫支出金	加又只仅尔
中小企業資金会計	2, 833, 879	_	_	_	2, 833, 879		_

(総括)

					-1	補正予算の財源内訳		
区 分	令和3年度 当初予算額	令和3年度 当初補正額	令和3年度 4月補正額	令和3年度 5月補正額	計 A+B+C+D	特定財源	一般財源	
	A	В	C	D		国庫支出金	川文 片 7/床	
産業労働局 ・ 労働委員会総計	44, 275, 993	34, 111, 283	48, 974, 305	106, 546, 437	233, 908, 018	186, 117, 554	3, 514, 471	

令和3年度補正予算 事業の概要

<令和3年度当初補正>

34, 111, 283 千円

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第8弾)

a 要請期間

当 初 令和3年4月1日~4月21日 変更後 令和3年4月1日~4月19日

b 要請内容

午前5時から午後9時までの時短営業(酒類の提供は午前11時から午後8時まで)

c 要請対象

県内全ての飲食店及び飲食を提供しているカラオケ店等

d 協力金の額

当初最大84万円(4万円/日)変更後最大76万円(4万円/日)

<令和3年度4月補正>

47, 722, 805 千円

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第9弾)

- a 令和3年4月20日からまん延防止等重点措置に指定された区域 (横浜市、川崎市、相模原市)
- ア) 令和3年4月20日~4月27日の要請期間
 - a) 要請内容

午前5時から午後8時までの時短営業(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)

b) 区域

横浜市、川崎市、相模原市

c) 要請対象

上記区域内の飲食店及び飲食を提供しているカラオケ店等

d) 協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- •〔中小企業=売上高方式〕 4万円~10万円
- ・〔大企業=売上高減少額方式〕上限20万円(中小企業も選択可)
- イ) 令和3年4月28日~5月11日の要請期間
 - a)要請内容

午前5時から午後8時までの時短営業(酒類の提供は終日停止)

b) 区域

横浜市、川崎市、相模原市

c) 要請対象

上記区域内の飲食店及び飲食を提供しているカラオケ店等

d) 協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- •〔中小企業=売上高方式〕 4万円~10 万円
- ・〔大企業=売上高減少額方式〕上限20万円(中小企業も選択可)

1,251,500 千円

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第9弾追加分)

- a 令和3年4月28日からまん延防止等重点措置に指定された区域 (鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市)
- ア) 令和3年4月20日~4月27日の要請期間
 - a) 要請内容

午前5時から午後9時までの時短営業(酒類の提供は午前11時から午後8時まで)

b) 区域

鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

c) 要請対象

上記区域内の飲食店及び飲食を提供しているカラオケ店等

d) 協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業=売上高方式〕2万5千円~7万5千円
- ・〔大企業=売上高減少額方式〕上限20万円(中小企業も選択可)
- (1) 令和3年4月28日~5月11日の要請期間
- a) 要請内容

午前5時から午後8時までの時短営業(酒類の提供は終日停止)

b) 区域

鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

c) 要請対象

上記区域内の飲食店及び飲食を提供しているカラオケ店等

d) 協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- •〔中小企業=売上高方式〕 4万円~10万円
- ・〔大企業=売上高減少額方式〕上限20万円(中小企業も選択可)
- b その他の区域(まん延防止等重点措置に指定された区域以外の県域)
- ア) 令和3年4月20日~5月11日の要請期間
 - a) 要請内容

午前5時から午後9時までの時短営業(酒類の提供は午前11時から午後8時まで)

b) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市を除く市町村

c) 要請対象

上記区域内の飲食店及び飲食を提供しているカラオケ店等

d) 協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ·〔中小企業=売上高方式〕2万5千円~7万5千円
- ・「大企業=売上高減少額方式〕上限20万円(中小企業も選択可)

<令和3年度5月補正>

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第10弾) 45,408,382千円

- a まん延防止等重点措置に指定された区域
- ア) 要請期間

令和3年5月12日~5月31日

4) 要請内容

午前5時から午後8時までの時短営業(酒類の提供は終日停止)カラオケ設備提供の終日停止(飲食を主たる業とする店舗に限る)

ウ) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町

工) 要請対象

上記区域内の飲食店及び飲食を提供しているカラオケ店等

オ)協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- •〔中小企業=売上高方式〕 4万円~10万円
- ・〔大企業=売上高減少額方式〕上限20万円(中小企業も選択可)
- ※ 令和3年5月12日以降の協力金に係る国が示す下限額は3万円とされていたが、 臨時交付金を活用し、特例的に最大1万円を上乗せ
- b その他の区域(上記a以外の県域)
- ア) 要請期間

令和3年5月12日~5月31日

(1) 要請内容

午前5時から午後9時までの時短営業(酒類の提供は午前11時から午後8時まで)カラオケ設備提供の終日停止(飲食を主たる業とする店舗に限る)

ウ) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町を除く市町村

工) 要請対象

上記区域内の飲食店及び飲食を提供しているカラオケ店等

オ)協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業=売上高方式〕2万5千円~7万5千円
- ・〔大企業=売上高減少額方式〕上限20万円(中小企業も選択可)

大規模施設等に対する協力金(第1弾) 10,355,040 千円

a 要請期間

令和3年5月12日~5月31日

b 要請内容

午前5時から午後8時までの時短営業

※ イベント開催の場合は午前5時から午後9時までの時短営業

c 区域

まん延防止等重点措置区域(横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町)

d 要請対象

ア) 大規模施設

特措法第24条第9項に基づく時短要請を行った1,000 m²超の施設

イ) テナント、出店者

上記の施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等

- e 協力金の額(日額)
- ア) 大規模施設

「時短営業した面積 1,000 ㎡毎に 20 万円/日」に「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた金額

【テナント等把握管理部分】

(10 店舗以上の場合)

「時短営業したテナント数に2千円/日を乗じた金額」に「短縮した時間/本来の 営業時間」を乗じた金額

1) テナント、出店者

「時短営業した面積 100 ㎡毎に 2 万円/日」に「短縮した時間 /本来の営業時間」を乗じた金額

【映画館への加算分】

「常設スクリーン数に2万円/日を乗じた金額」に「時短で上映できなくなった回数 /本来の上映回数」を乗じた金額

<令和3年度5月補正(その2)>

50, 783, 015 千円

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第 11 弾) 41, 124, 380 千円

- aまん延防止等重点措置に指定された区域
- 7) 要請期間

令和3年6月1日~6月20日

(1) 要請内容

午前5時から午後8時までの時短営業(酒類の提供は終日停止)カラオケ設備提供の終日停止(飲食を主たる業とする店舗に限る)

ウ) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町、平塚市、小田原市、秦野市

工) 要請対象

上記区域内の飲食店及び飲食を提供しているカラオケ店等

オ)協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

•〔中小企業=売上高方式〕 3万円~10万円

- ・〔大企業=売上高減少額方式〕上限20万円(中小企業も選択可)
- b その他の区域(上記 a 以外の県域)
- ア) 要請期間

令和3年6月1日~6月20日

(1) 要請内容

午前5時から午後9時までの時短営業(酒類の提供は午前11時から午後8時まで) カラオケ設備提供の終日停止(飲食を主たる業とする店舗に限る)

ウ) 区域

横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町、平塚市、小田原市、秦野市を除く市町村

エ) 要請対象

上記区域内の飲食店及び飲食を提供しているカラオケ店等

オ)協力金の額(日額)

売上高又は売上高の減少額に基づいて協力金の額を決定

- ・〔中小企業=売上高方式〕2万5千円~7万5千円
- ・〔大企業=売上高減少額方式〕上限20万円(中小企業も選択可)

大規模施設等に対する協力金(第2弾) 9,658,635 千円

a 要請期間

令和3年6月1日~6月20日

b 要請内容

午前5時から午後8時までの時短営業

※ イベント開催の場合は午前5時から午後9時までの時短営業

c 区域

まん延防止等重点措置区域(横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町、平塚市、小田原市、秦野市)

- d 要請対象
- ア) 大規模施設

特措法第24条第9項に基づく時短要請を行った1,000 m2 超の施設

イ) テナント、出店者

上記の施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に 飲食業以外の事業を営む事業所等

- e 協力金の額(日額)
- ア) 大規模施設

「時短営業した面積 1,000 ㎡毎に 20 万円/日」に「短縮した時間/本来の営業時間」 を乗じた金額

【テナント等把握管理部分】

(10 店舗以上の場合)

「時短営業したテナント数に2千円/日を乗じた金額」に「短縮した時間/本来の 営業時間」を乗じた金額

イ) テナント、出店者

「時短営業した面積 100 ㎡毎に 2 万円/日」に「短縮した時間 /本来の営業時間」を乗じた金額

【映画館への加算分】

「常設スクリーン数に2万円/日を乗じた金額」に「時短で上映できなくなった回数 /本来の上映回数」を乗じた金額

1 事業所

(1) 事業所数

(1)事業所数		事	1	業	É	Ē	斯 数			
産 業	大企		中小公		小規模		小 企		計	
鉱業,採石業,	所	%	所	%	所	%	所	%	所	%
砂利採取業	0	0.0	25	0.0	23	0.0	12	0.0	25	0.0
建設業	11	0.3	27, 834	9.8	26, 258	13.8	17, 983	10. 4	27, 845	9. 7
製 造 業	222	5. 5	18, 012	6. 4	14, 790	7.8	9, 339	5. 4	18, 234	6. 3
電 気 ・ ガ ス ・ 熱供給・水道業	2	0.0	136	0.0	62	0.0	23	0.0	138	0.0
情報通信業	83	2.0	3, 688	1.3	2, 980	1.6	2, 143	1. 2	3, 771	1. 3
運輸業,郵便業	51	1.3	7, 516	2.7	4, 848	2.6	2, 240	1. 3	7, 567	2.6
卸売業,小売業	1, 391	34. 2	64, 883	22. 9	38, 145	20. 1	38, 145	22. 1	66, 274	23. 1
卸売業	166	4. 1	15, 146	5. 3	8, 374	4. 4	8, 374	4.8	15, 312	5. 3
小 売 業	1, 225	30. 2	49, 737	17. 6	29, 771	15. 7	29, 771	17. 2	50, 962	17. 7
金融業,保険業	6	0. 1	3, 793	1. 3	1, 470	0.8	1, 470	0. 9	3, 799	1. 3
不動産業,物品賃貸業	12	0.3	27, 153	9.6	23, 642	12. 4	23, 642	13. 7	27, 165	9. 5
学術研究,専門・技術サービス業	214	5. 3	12, 662	4. 5	9, 539	5. 0	9, 539	5. 5	12, 876	4. 5
宿 泊 業 , 飲食サービス業	661	16. 3	37, 666	13. 3	21, 912	11. 5	21, 912	12. 7	38, 327	13. 3
生活関連サービス 業 , 娯 楽 業	94	2. 3	24, 777	8. 7	19, 299	10. 2	19, 299	11. 2	24, 871	8. 7
教育,学習支援 業	118	2. 9	11, 094	3. 9	6, 735	3. 5	6, 735	3. 9	11, 212	3. 9
医療,福祉	594	14. 6	27, 692	9.8	10, 844	5. 7	10, 844	6. 3	28, 286	9.8
複合サービス事業	29	0. 7	1, 038	0.4	247	0. 1	247	0. 1	1, 067	0. 4
サービス業(他に分類されないもの)	575	14. 2	15, 258	5. 4	9, 273	4. 9	9, 273	5. 4	15, 833	5. 5
計(農林漁業除く)	4, 063	100.0	283, 227	100.0	190, 067	100.0	172, 846	100.0	287, 290	100.0
(参考)										
農林漁業				/_					652	
合計(農林漁業含 む)									287, 942	

総務省・経済産業省「平成28年経済センサスー活動調査 結果」より作成

(注1)「大企業」と「中小企業」との区分は、統計の都合上次のとおりとした。

・卸 売 業 従業員規模 100人以上 …… 「大 企 業 」 サービス業※ 従業員規模 99人以下 …… 「中小企業 」

・小 売 業 従業員規模 50人以上 …… 「 大 企 業 」 宿泊業,飲食サービス業 従業員規模 49人以下 …… 「 中小企業 」

・その他の産業 従業員規模 300人以上 …… 「 大 企 業 」 従業員規模 299人以下 …… 「 中小企業 」

※ 学術研究,専門・技術サービス業、生活関連サービス業,娯楽業、教育,学習支援業、医療,福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)をサービス業とした。

(注2)「小規模企業」の定義は、統計の都合上次のとおりとした。

• 鉱業,採石業,砂利採取業

建設業

電気・ガス・熱供給・水道業「従業員規模 20人以下 ……「小規模企業」

情報通信業運輸業,郵便

・その他の産業 従業員規模 5人以下 ……「小規模企業」

(注3)「小企業」の定義は、統計の都合上次のとおりとした。

・全 産 業 従業員規模 5人以下 …… 「 小 企 業 」

(注4) %は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 従業者数

(2) 征業者致							N/I				
		贫	É	業	<u> </u>	į		数			
区分	大企	業	中小红	È 業	小規模	企業	小 企	:業	計		
産業	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
鉱業,採石業,砂利採取業	0	0.0	226	0.0	167	0.0	42	0.0	226	0.0	
建 設 業	6, 231	0.6	193, 028	7.8	128, 717	21.3	48, 070	11. 3	199, 259	5.8	
製 造 業	166, 337	17. 0	276, 952	11.2	82, 532	13. 6	24, 832	5.8	443, 289	12.8	
電気・ガス・ 熱供給・水道業	876	0. 1	6, 538	0.3	497	0. 1	65	0.0	7, 414	0.2	
情報通信業	61, 025	6. 2	61, 362	2. 5	13, 955	2. 3	4, 730	1. 1	122, 387	3. 5	
運輸業,郵便業	28, 846	3. 0	191, 854	7. 7	36, 341	6.0	5, 421	1. 3	220, 700	6. 4	
卸売業,小売業	183, 893	18.8	494, 146	19.9	101, 203	16. 7	101, 203	23.8	678, 039	19.6	
卸売業	43, 367	4. 4	129, 912	5. 2	23, 057	3.8	23, 057	5. 4	173, 279	5.0	
小売業	140, 526	14. 4	364, 234	14. 7	78, 146	12.9	78, 146	18. 4	504, 760	14.6	
金融業,保険業	3, 132	0.3	63, 918	2.6	3, 970	0.7	3, 970	0.9	67, 050	1.9	
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	5, 244	0. 5	102, 593	4. 1	48, 716	8. 1	48, 716	11. 4	107, 837	3. 1	
学術研究,専門・技術サービス業	95, 569	9.8	71, 167	2.9	22, 468	3. 7	22, 468	5. 3	166, 736	4.8	
宿 泊 業 , 飲食サービス業	57, 764	5. 9	301, 099	12. 1	54, 739	9. 1	54, 739	12. 9	358, 863	10.4	
生活関連サービス 業 , 娯 楽 業	16, 248	1. 7	134, 003	5. 4	42, 952	7. 1	42, 952	10. 1	150, 251	4. 3	
教育,学習支援 業	42, 178	4. 3	90, 968	3. 7	14, 137	2. 3	14, 137	3. 3	133, 146	3.8	
医療,福祉	156, 399	16. 0	338, 824	13. 7	30, 835	5. 1	30, 835	7. 2	495, 223	14. 3	
複合サービス事業	9, 004	0. 9	10, 258	0.4	990	0.2	990	0.2	19, 262	0.6	
サービス業(他に分類されないもの)	144, 393	14. 8	144, 348	5.8	22, 443	3. 7	22, 443	5. 3	288, 741	8.3	
計(農林漁業除く)	977, 139	100.0	2, 481, 284	100.0	604, 662	100.0	425, 613	100.0	3, 458, 423	100.0	
(参考)											
農林漁業									5, 893		
合計(農林漁業含									3, 464, 316		

総務省・経済産業省「平成28年経済センサスー活動調査 結果」より作成

(参考) 事業所数及び従業者数の年別推移 (農林漁業を除く)

〔昭和53年~平成18年〕

[平成21年~平成28年]

区分	事業原	沂数	従業者	数
年次	所	%	人	%
昭和53年	263, 266	100.0	2, 352, 084	100.0
昭和56年	286, 022	108.6	2, 559, 402	108.8
昭和61年	305, 638	116. 1	2, 871, 664	122. 1
平成3年	321, 097	122.0	3, 299, 760	140.3
平成8年	324, 871	123. 4	3, 442, 432	146. 4
平成13年	307, 695	116. 9	3, 286, 938	139. 7
平成18年	287, 245	109. 1	3, 238, 886	137. 7

区分	事業	听数	従業者数			
年次	所	%	人	%		
平成21年	309, 433	100.0	3, 461, 025	100.0		
平成24年	289, 976	93. 7	3, 364, 306	97. 2		
平成26年	302, 193	97.7	3, 626, 016	104.8		
平成28年	287, 290	92.8	3, 458, 423	99.9		

総務省「平成21年・26年経済センサスー基礎調査 結果」 「平成24年・28年経済センサスー活動調査 結果」 より作成

総務省「昭和53年~平成18年事業所・企業統計調査 結果」 より作成

- (注1) 平成26年以降の調査における産業分類は、平成25年10月に改定された第13回改定「日本標準産業分類」が用いられている。また、平成24年以前の調査における産業分類は、改定前の「日本標準産業分類」が用いられている。
- (注2)「事業所・企業統計調査」は、平成18年の調査を最後とし、平成21年から経済センサスに統合されている。
- (注3) 「事業所・企業統計調査」結果と比較する場合の留意事項 経済センサスは、すべての事業所及び企業を対象に、平成21年から新しく創設された調査である。 事業所・企業統計調査と調査の対象は同様であるが、調査手法が異なることから、平成18年事業所・ 企業統計調査との差数が全て増加・減少を示すものではない。

2 工 業

(1)業種別事業所数

(従業者4人以上の事業所の集計)

	区	分		大	企	業	中 小 :	企 業	計	
),		所	所		所	%	所	%
化			学		16	8.2	227	3. 2	243	3.3
窯			業		6	3. 1	206	2. 9	212	2.9
_	般	機	械		33	16. 9	1, 621	22. 7	1,654	22.5
電			機		27	13.8	985	13.8	1,012	13.8
輸	ì	关	機		34	17. 4	534	7. 5	568	7. 7
そ	0	ク	他		79	40. 5	3, 581	50. 1	3, 660	49.8
		计			195	100.0	7, 154	100.0	7, 349	100.0

資料: 県統計センター「2019年工業統計調査結果報告」

(2)業種別従業者数

(従業者4人以上の事業所の集計)

	区	分	大 企	業	中 小 :	企 業	計	計	
),j	人	%	人	%	人	%	
化		学	8, 834	6. 2	13, 189	6. 2	22, 023	6. 2	
窯		業	3, 130	2. 2	4, 929	2. 3	8, 059	2.3	
_	般	機械	24, 492	17. 1	43, 296	20. 4	67, 788	19. 0	
電		機	20, 429	14. 2	31, 706	14. 9	52, 135	14. 6	
輸	送	機	41, 241	28. 7	18, 926	8. 9	60, 167	16. 9	
そ	の	他	45, 439	31. 7	100, 313	47. 2	145, 752	41.0	
	計		143, 565	100.0	212, 359	100.0	355, 924	100.0	

資料: 県統計センター「2019年工業統計調査結果報告」

(3)業種別製造品出荷額等

(従業者4人以上の事業所の集計)

		分	分	大	企	業		中	小	企	業		計	
	区	分	•	億	円	%		億	円		%	億	円	%
化			学	((2,895)	(2.	7)		12, 700)	16. 7		19, 929	10.8
窯			業		(523)	(0.	5)		(1, 819))	(2.4)		2, 963	1. 6
_	般	機	械	((8, 721)	(8.	1)		14, 213	3	18.6		25, 964	14. 1
電			機	(1	1, 580)	(10.	7)		7, 756	5	10. 2		20, 414	11. 1
輸	ì	差	機	3	35, 688	33.	0		5, 913	3	7.8	4	41,601	22. 6
そ	0)	他	((3, 840)	((4)	;)	32, 125	5)	(42. 1)	,	73, 559	39. 9
	言	+		10	08, 204	100.	0	,	76, 227	,	100.0	18	84, 431	100.0

資料: 県統計センター「2019年工業統計調査結果報告」

- ※1 「一般機械」は、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業の合計を、「電機」は、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業の合計を示している。
- ※2 ()内の数字及び%は、秘匿されている数値を含めていないことを示している。よって、 合計が相違している。
- ※3 %は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

(4) 年別事業所数・従業者数及び製造品出荷額等の年別推移 (従業者4人以上の事業所の集計)

		\ \		事 業	所数		者数	製造品出	荷額等
	区	分		所	%	人	%	億 円	%
平	成	3	年	17, 390	100.0	701, 765	100.0	288, 558	100.0
平	成	4	年	16, 366	94. 1	678, 563	96. 7	270, 868	93. 9
平	成	5	年	16, 492	94.8	651, 962	92.9	252, 622	87. 5
苹	成	6	年	15, 102	86.8	626, 863	89. 3	237, 998	82. 5
平	成	7	年	15, 442	88.8	608, 406	86. 7	241, 438	83. 7
平	成	8	年	14, 384	82. 7	584, 843	83. 3	244, 160	84. 6
平	成	9	年	13, 885	79.8	570, 560	81. 3	249, 374	86. 4
平	成	10	年	15, 115	86. 9	567, 635	80. 9	229, 793	79. 6
平	成	11	年	13, 850	79. 6	535, 385	76. 3	213, 177	73. 9
平	成	12	年	14, 082	81.0	506, 257	72. 1	217, 276	75. 3
平	成	13	年	12,600	72. 5	478, 223	68. 1	199, 100	69. 0
平	成	14	年	11,656	67. 0	439, 712	62. 7	179, 637	62. 3
平	成	15	年	11,824	68.0	432, 300	61.6	187, 522	65. 0
平	成	16	年	10, 966	63. 1	421, 464	60. 1	185, 660	64. 3
平	成	17	年	11, 370	65. 4	426, 482	60.8	194, 002	67. 2
平	成	18	年	10, 541	60.6	415, 112	59. 2	201, 502	69.8
平	成	19	年	10, 823	62. 2	435, 767	62. 1	202, 012	70.0
平	成	20	年	11, 031	63. 4	425, 078	60.6	194, 975	67. 6
平	成	21	年	9, 642	55. 4	389, 280	55. 5	148, 684	51. 5
平	成	22	年	9, 157	52. 7	379, 751	54. 1	172, 467	59.8
平	成	23	年	9, 452	54. 4	368, 660	52. 5	178, 506	61. 9
平	成	24	年	8, 910	51. 2	367, 168	52. 3	174, 613	60. 5
平	成	25	年	8, 433	48.5	355, 292	50.6	172, 261	59. 7
平	成	26	年	8, 140	46.8	349, 732	49.8	177, 211	61. 4
平	成	27	年	8, 439	48.5	350, 804	50.0	174, 772	60. 6
平	成	28	年	7, 697	44. 3	350, 673	50.0	162, 882	56. 4
平	成	29	年	7, 604	43. 7	359, 025	51. 2	179, 564	62. 2
平	成	30	年	7, 349	42.3	355, 924	50. 7	184, 431	63. 9

資料: 県統計センター「2019年工業統計調査結果報告」

(5) 地区別事業所数・従業者数及び製造品出荷額等 (従業者4人以上の事業所の集計)

(°) 10 = 11 + 11 / 12	たれ口が入り) H2C 13	(142/101	1700(11 17 17 7C)	71 · > / C 1 /
区分	事 業 ラ	 数	従業	者 数	製造品出	荷額等
地区	所	%	人	%	億 円	%
横浜地区	2, 268	30.9	89, 286	25. 1	40, 548	22.0
川崎地区	1, 089	14.8	46, 236	13. 0	42, 012	22.8
相 模 原 地 区	847	11.5	38, 324	10.8	14, 018	7. 6
横須賀三浦地区	297	4.0	20, 691	5.8	10, 480	5. 7
県 央 地 区	1, 249	17.0	60,800	17. 1	21, 978	11. 9
湘 南 地 区	1, 193	16. 2	80, 025	22. 5	45, 038	24. 4
県 西 地 区	406	5. 5	20, 562	5.8	10, 356	5. 6
計	7, 349	100.0	355, 924	100.0	184, 431	100.0

資料: 県統計センター「2019年工業統計調査結果報告」

3 商 業

(1) 事業所数・従業者数及び年間商品販売額

	ات ت		Л		事業所数	従業者数	年間商品販売額
	区		分			人	百万円
	各	種	商	묘	49	655	72, 563
卸	繊	維 •	衣 服	等	380	2, 975	121, 056
≠	飲	食	料	品	2, 109	24, 331	2, 444, 202
売	建多	築材料、鉱	物·金属	幕材料	2, 708	21, 828	2, 048, 612
業	機	械	器	具	3, 463	47, 292	5, 081, 368
	そ	C	り	他	2, 302	26, 757	2, 357, 451
		計			11, 011	123, 838	12, 125, 252
	各	種	商	ᆱ	152	22, 939	929, 329
小	織。	物·衣服	・身の回	り品	6, 168	37, 483	678, 723
売	飲	食	料	끄ㅁ	13, 240	178, 741	2, 832, 398
業	機	械	器	具	4, 685	38, 713	1, 608, 977
	そ	C	か	他	14, 670	116, 783	2, 423, 828
	無	Л	吉	舗	1, 273	11, 926	410, 449
		計			40, 188	406, 585	8, 883, 704
		合	計		51, 199	530, 423	21, 008, 956

資料:総務省統計局「平成28年経済センサス-活動調査」神奈川県確報結果

(2) 事業所数・従業者数及び年間商品販売額の年別推移

区	年			V/hz	事 業	所 数	従 業	者数	年 間 商 品 販	売 額	
区分	午			次		%	人	%	百 万 円	%	
	平	成	3	年	17, 23	100.0	172, 88	100.0	16, 746, 621	100.0	
	平	成	6	年	16, 03	93. 1	165, 13	95. 5	13, 696, 369	81.8	
	平	成	9	年	14, 75	85.6	149, 13	86. 3	13, 442, 080	80.3	
卸	平	成	11	年	16, 282	94. 5	165, 53	95.8	13, 978, 842	83. 5	
TEI1	平	成	14	年	14, 520	84. 3	148, 62	86.0	11, 564, 583	69. 1	
売	平	成	16	年	14, 76	85. 7	147, 35	85. 2	11, 383, 871	68.0	
業	平	成	19	年	12, 82	74.4	141, 46	81.8	12, 398, 845	74. 0	
木	平	成	21	年	17, 18	99.7	174, 39	100.9	_	_	(注1、2)
	平	成	24	年	15, 71	7 91.2	160, 40	92.8	11, 042, 402	65. 9	(注1、3)
	平	成	26	年	16, 279	94. 5	167, 27	96.8	9, 324, 909	55. 7	(注3)
	平	成	28	年	15, 313	2 88.8	171, 02	98.9	13, 167, 303	78.6	(注1、3)
	平	成	3	年	72, 26	7 100.0	375, 09	100.0	8, 750, 304	100.0	
	平	成	6	年	68, 99	95. 5	426, 38	5 113. 7	8, 817, 193	100.8	
	平	成	9	年	66, 039	91.4	428, 18	114. 2	8, 878, 389	101.5	
小	平	成	11	年	66, 69	7 92.3	488, 96	130. 4	9, 058, 860	103. 5	
/1.	平	成	14	年	61, 940	85. 7	483, 99	129.0	8, 464, 265	96. 7	
売	平	成	16	年	59, 770	82.7	474, 46	126.5	8, 435, 086	96. 4	
業	平	成	19	年	54, 89	76.0	464, 15	5 123. 7	8, 548, 105	97.7	
	平	成	21	年	55, 420	6 76.7	513, 21	136.8	_	_	(注1、2)
	平	成	24	年	52, 12	72. 1	467, 35	124. 6	7, 331, 244	83.8	(注1、3)
	平	成	26	年	52, 542	2 72.7	499, 71	133. 2	7, 608, 869	87.0	(注3)
	平	成	28	年	50, 96	70.5	492, 85	131.4	9, 376, 720	107. 2	(注1、3)
	平	成	3	年	89, 50	1 100.0	547, 97	100.0	25, 496, 924	100.0	
	平	成	6	年	85, 03	-	591, 52	107.9	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	88. 3	
	平	成	9	年	80, 79	90.3	577, 31	105.4	+	87. 5	
	平	成	11	年	82, 97	-				90. 4	
	平	成	14	年	76, 46	-	.	_	+	78. 6	
計	平	成	16	年	74, 54	-		-	+	77. 7	
	平	成	19	年	67, 71	-			+	82. 2	
	平	成	21	年	72, 61	-	687, 61	125. 5	_	_	(注1)
	平	成	24	年	67, 842				18, 373, 646	72. 1	(注1、3)
	平	成	26	年	68, 82	1 76.9	666, 99	121.7	16, 933, 777	66. 4	() /
	平	成	28	年	66, 27	74.0	663, 87	121. 2	22, 544, 023	88.4	(注1、3)

資料:総務省統計局「平成28年経済センサスー活動調査」神奈川県確報結果、「平成21年経済センサスー基礎調査」神奈川県確報結果

⁽注1) 平成19年以前及び平成26年は商業統計調査、平成21年、平成24年及び平成28年は経済センサスの数値を利用しており、2つの調査の集計内容は異なる部分がある。

⁽注2) 「平成21年経済センサスー基礎調査」では年間商品販売額を調査していない。

⁽注3) 平成24年、平成26年及び平成28年の数値は、管理、補助的経済活動を行う事業所、産業細分類が格付不能の事業所、卸売の商品販売額(仲立手数料を除く)、小売の商品販売額及び仲立手数料のいずれの金額も無い事業所を含む。

4 貿 易

県内3港(横浜・川崎・横須賀)の国別輸出入額

	輔) II	出	額		輔	ij	入	額	
区 分	令和:	2 年	令和う	元 年	前年比	令和 2	2 年	令和う	元 年	前年比
	億円	%	億円	%	%	億円	%	億円	%	%
アメリカ	10, 221	15. 0	14, 422	17. 6	70. 9	5, 790	9.8	7, 193	9.9	80.5
中国	16, 768	24. 6	17, 480	21.3	95. 9	13, 534	22.8	14, 482	19.9	93. 5
韓国	3, 987	5. 9	4,650	5. 7	85. 7	2,606	4. 4	3, 178	4. 4	82.0
台湾	4, 371	6. 4	4,616	5. 6	94. 7	1, 114	1. 9	1, 332	1.8	83.6
香港	1,804	2. 7	2, 482	3.0	72. 7	57	0. 1	50	0.1	114.0
オーストラリア	2, 434	3. 6	3, 063	3. 7	79. 5	5, 059	8. 5	7, 247	10.0	69.8
イギリス	976	1.4	1, 409	1. 7	69. 3	620	1.0	693	1.0	89. 5
ドイツ	1, 373	2.0	1, 539	1. 9	89. 2	1, 473	2. 5	1, 578	2. 2	93. 3
その他	26, 237	38. 5	32, 292	39. 4	81. 2	29, 148	49. 1	37, 049	50.9	78. 7
計	68, 171	100.0	81, 953	100.0	83. 2	59, 401	100.0	72, 802	100.0	81.6

(参考) 県内3港(横浜・川崎・横須賀)の国別輸出入額の年別推移

	輸出額	Į.	輸入額	Į
	億円	%	億円	%
平成22年	84, 227	100.0	55, 103	100.0
平成23年	85, 009	100.9	64, 990	117. 9
平成24年	82, 844	98. 4	62, 721	113.8
平成25年	86, 154	102.3	73, 897	134. 1
平成26年	89, 984	106.8	78, 844	143. 1
平成27年	92, 976	110.4	71, 017	128. 9
平成28年	83, 297	98. 9	55, 795	101. 3
平成29年	84, 150	99. 9	63, 951	116. 1
平成30年	89, 925	106.8	71, 549	129.8
令和元年	81, 953	97. 3	72, 802	132. 1
令和2年	68, 171	80.9	59, 401	107.8

資料:横浜税関調査

注 %は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

5 人口、労働力

(1)人口、15歳以上人口、労働力人口、従業上の地位の年別推移

(単位:人)

年 度		総人口	15歳以上	労 働	力						非労働力
			人口	人	П	就 業 者		T . SHA S T.E.		完全	
						% ①		事業主等 ※②	家	失 業 者	
	男	4, 308, 786	3, 691, 903	2, 804,	319	2, 663, 489	2, 377, 695	261, 478	24, 167	140, 830	774, 490
平成12年	女	4, 181, 188	3, 599, 095	1, 654,	705	1, 581, 782	1, 400, 887	83, 995	96, 653	72, 923	1, 900, 588
	計	8, 489, 974	7, 290, 998	4, 459,	024	4, 245, 271	3, 778, 582	345, 473	120, 820	213, 753	2, 675, 078
	男	4, 444, 555	3, 813, 017	2, 811,	388	2, 645, 515	2, 370, 319	253, 314	21, 599	165, 873	822, 628
平成17年	女	4, 347, 042	3, 755, 386	1, 752,	545	1, 669, 020	1, 502, 074	80, 500	85, 932	83, 525	1, 929, 348
	計	8, 791, 597	7, 568, 403	4, 563,	933	4, 314, 535	3, 872, 393	333, 814	107, 531	249, 398	2, 751, 976
	男	4, 544, 545	3, 904, 378	2, 643,	986	2, 474, 382	2, 193, 012	202, 626	15, 419	169, 604	847, 021
平成22年	女	4, 503, 786	3, 903, 982	1, 756,	213	1, 672, 560	1, 495, 317	72, 942	60, 893	83, 653	1, 822, 705
	計	9, 048, 331	7, 808, 360	4, 400,	199	4, 146, 942	3, 688, 329	275, 568	76, 312	253, 257	2, 669, 726
	男	4, 558, 978	3, 926, 073	2, 504,	288	2, 394, 501	2, 087, 914	194, 317	12, 964	109, 787	963, 424
平成27年	女	4, 567, 236	3, 976, 467	1, 785,	588	1, 727, 316	1, 543, 231	73, 906	50, 953	58, 272	1, 827, 525
	計	9, 126, 214	7, 902, 540	4, 289,	876	4, 121, 817	3, 631, 145	268, 223	63, 917	168, 059	2, 790, 949

資料:総務省統計局「国勢調査」

(注1)※①印は従業上の地位「不詳」を含み、※②印は「家庭内職者」を含む。 (注2)労働力人口と非労働力人口は、合計しても15歳以上人口と一致しない。(「不詳」があるため)

(2) 年齢階層別労働力人口の年別推移

区分	平成17年(20	005)	平成22年(2	010)	平成27年(20	015)
区 刀	人	%	人	%	人	%
15 歳 ~ 24 歳	437, 137	9.6	367, 969	8. 4	334, 970	7.8
25 歳 ~ 54 歳	2, 990, 023	65. 5	2, 846, 406	64. 7	2, 780, 683	64.8
55 歳 以 上	1, 136, 773	24. 9	1, 185, 824	26. 9	1, 174, 223	27. 4
55歳~59歳	508, 367	11. 1	404, 059	9. 2	372, 541	8. 7
60歳~64歳	328, 958	7. 2	395, 937	9.0	327, 745	7. 6
65 歳 以 上	299, 448	6.6	385, 828	8. 7	473, 937	11. 1
計	4, 563, 933	100.0	4, 400, 199	100.0	4, 289, 876	100.0

資料:総務省統計局「国勢調査」

(3) 男女別・年齢階級別労働力人口比率の年別推移

(単位:%)

Б ./\	平成	17年	平成	22年	平成	27年
区分	男	女	男	女	男	女
15~19歳	19. 5	19. 1	16.8	17. 2	15. 4	16. 0
20~24歳	63. 2	65. 7	58. 0	61.4	54. 3	58. 0
25~29歳	88. 6	72. 2	79. 6	69. 0	75. 7	68. 6
30~34歳	91.7	57.8	82. 9	58. 6	78. 7	60. 2
35~39歳	93. 1	55. 0	85. 6	55. 5	81.9	58. 5
40~44歳	93. 5	62. 4	86. 7	60. 1	83. 7	62. 5
45~49歳	94. 6	66.8	87. 9	65. 6	84. 7	66. 4
50~54歳	94. 3	63. 0	89. 4	64. 7	86. 3	66.8
55~59歳	93. 0	55. 4	88. 4	56. 7	86. 4	61.3
60~64歳	73. 4	37. 5	76. 1	43. 0	75. 9	46. 4
65歳~	30. 4	12. 0	30. 7	13.6	30.6	15. 0

資料:総務省統計局「国勢調査」

(4)産業(大分類)別15歳以上就						
区 分	平成17年			(2010)		(2015)
	人 41 921	% 0. 9	人 2F 044	0.9	人 34, 368	0.8
第 1 次 産 業	41, 831		35, 044	0.9	34, 300	0.0
	39, 595	0.9	22, 456	0.8	22, 050	0.8
	047		33, 456	0.8	32, 959	0.8
林業	247	0.0	1 500		1 100	
漁業	1, 989	0.0	1,588	0.1	1, 409	0.0
第 2 次 産 業	1, 022, 655		892, 678	21. 5	867, 104	21.0
鉱業	592	0.0	57.1		200	
※鉱業,採石業,砂利採取業	011.15		574	0.0	693	0.0
建設業	344, 157	8. 0	290, 482	7.0	274, 379	6. 7
製造業	677, 906		601, 622	14. 5	592, 032	14. 4
第 3 次 産 業	3, 109, 733		3, 015, 408	72. 7	2, 970, 267	72. 1
電気・ガス・熱供給・水道業	16, 821	0.4	16, 865	0.4	15, 584	0.4
運輸・通信業						/_
運 輸 業	245, 556			/		
情報通信業	245, 884	5. 7	253, 891	6. 1	248, 261	6.0
※運輸業,郵便業		//	248, 903	6.0	237, 611	5.8
卸売・小売業・飲食店						
卸売・小売業	740, 988	17. 2				/
※卸売業,小売業			677, 175	16. 3	622, 340	15. 1
金融・保険業	122, 170	2.8				
※金融業,保険業			124, 648	3. 0	115, 446	2.8
不 動 産 業	93, 753	2. 2		/		/
※不動産業,物品賃貸業		/	114, 878	2.8	119, 780	2.9
サービス業		/		/		
※学術研究,専門・技術サービス業			199, 862	4.8	188, 442	4.6
飲食店,宿泊業	225, 630	5. 2		/		
※宿泊業,飲食サービス業			244, 429	5. 9	229, 460	5.6
※生活関連サービス業,娯楽業			150, 034	3.6	142, 959	3. 5
教育,学習支援業	192, 903	4. 5	189, 536	4.6	191, 324	4.6
医療,福祉	326, 899	7. 6	383, 167	9.2	440, 427	10.7
複合サービス事業	31, 531	0. 7	14, 126	0.4	18, 260	0.4
サービス業(他に分類されないもの)	746, 337	17. 3	277, 919	6.7	280, 964	6.8
公務	121, 261	2.8	119, 975	2.9	119, 409	2.9
分類不能の産業	140, 316	3. 3	203, 812	4. 9	250, 078	6. 1
 総 数	4, 314, 535	100.0	4, 146, 942	100.0	4, 121, 817	100.0

資料:総務省統計局「国勢調査」 ※は改正のあった産業分類である。 (5)産業(大分類)別、男女別15歳以上就業者及び構成比

(5)産業(大分類)別、男女別15			匹			
区分	平成27年		男		女	
	人	%	人	%	人	%
第 1 次 産 業	34, 368	0.8	22, 388	0. 9	11, 980	0.7
※農業, 林業	32, 959	0.8	21, 279	0. 9	11, 680	0.7
漁業	1, 409	0.0	1, 109	0.0	300	0.0
第 2 次 産 業	867, 104	21.0	676, 593	28. 3	190, 511	11.0
※鉱業,採石業,砂利採取業	693	0.0	566	0.0	127	0.0
建設業	274, 379	6. 7	229, 105	9. 6	45, 274	2.6
製造業	592, 032	14. 4	446, 922	18. 7	145, 110	8.4
第 3 次 産 業	2, 970, 267	72. 1	1, 553, 875	64. 9	1, 416, 392	82. 0
電気・ガス・熱供給・水道業	15, 584	0. 4	13, 314	0. 5	2, 270	0. 1
情 報 通 信 業	248, 261	6. 0	191, 596	8. 0	56, 665	3. 3
※運輸業,郵便業	237, 611	5. 8	189, 028	7. 9	48, 583	2.8
※卸売業,小売業	622, 340	15. 1	296, 150	12. 4	326, 190	18. 9
※金融業,保険業	115, 446	2.8	53, 522	2. 2	61, 924	3. 6
※不動産業,物品賃貸業	119, 780	2. 9	74, 596	3. 1	45, 184	2.6
※学術研究,専門・技術サービス業	188, 442	4. 6	128, 356	5. 4	60, 086	3. 5
※宿泊業、飲食サービス業	229, 460	5. 6	91, 308	3. 8	138, 152	8. 0
※生活関連サービス業,娯楽業	142, 959	3. 5	57, 842	2. 4	85, 117	4. 9
教育, 学習支援業	191, 324	4. 6	80, 867	3. 4	110, 457	6. 4
医療,福祉	440, 427	10. 7	107, 389	4. 5	333, 038	19. 3
複合サービス事業	18, 260	0. 4	10, 282	0. 4	7, 978	0.4
サービス業(他に分類されないもの)	280, 964	6.8	173, 950	7. 3	107, 014	6. 2
公務	119, 409	2. 9	85, 675	3. 6	33, 734	2.0
分類 不能の産業	250, 078	6. 1	141, 645	5. 9	108, 433	6.3
総数	4, 121, 817	100.0	2, 394, 501	100.0	1, 727, 316	100.0

資料:総務省統計局「国勢調査」 ※は改正のあった産業分類である。

6 有効求人倍率

(1) 一般職業紹介状況の年度別推移(新規学卒を除き、パートタイムを含む)

区分	新規求職	月間	新規求人	月間	就職件数	有効求	人倍率 音)
年度	(件)	有効求職 ^(人) A	(人)	有効求人 ^(人) B	(件)	県 B/A	全国 (参考)
平成26年度月平均	25, 347	111, 959	33, 752	95, 740	6, 028	0.86	1. 11
平成27年度月平均	23, 846	105, 728	35, 573	101, 800	5, 725	0.96	1. 23
平成28年度月平均	22, 578	99, 500	36, 729	105, 503	5, 557	1.06	1. 39
平成29年度月平均	21, 680	96, 475	39, 370	113, 990	5, 261	1. 18	1. 54
平成30年度月平均	20, 437	93, 298	38, 162	111, 982	4, 797	1. 20	1.62
令和元年度月平均	19, 950	92, 261	35, 903	106, 428	4, 324	1. 15	1. 55
令和2年度月平均	20, 514	103, 768	28, 580	83, 457	3, 499	0.80	1. 10

資料:厚生労働省神奈川労働局調べ

7 給与、労働時間

(1) 現金給与総額等の年別推移(事業所規模30人以上)

(単位:円)

区 分	現 金 給 与 総 額	決まって支給する給与	特別に支払われた給与
平成 27 年	371, 023 301, 153		69, 870
平成 28 年	372, 140	301, 205	70, 935
平成 29 年	376, 500	304, 777	71, 723
平 成 30 年	389, 445	311, 758	77, 687
令 和 元 年	387, 186	309, 003	78, 183
令 和 2 年	373, 418	300, 198	73, 220

資料: 県統計センター「毎月勤労統計調査 地方調査結果報告」

(注)金額は、月平均額を示す。

(2) 総労働時間の年別推移(事業所規模30人以上)

(単位:時間、%)

	区分	労 賃	助 時 「	間 数	構	戈 比
	<u> </u>	総数	所 定 内	所 定 外	所 定 内	所 定 外
4.1.	平成26年	1, 704. 0	1, 551. 6	152. 4	91. 1	8.9
神	平成27年	1,741.2	1, 579. 2	162. 0	90.7	9.3
奈	平成28年	1, 738. 8	1, 581. 6	157. 2	91.0	9. 0
ЛП	平成29年	1, 737. 6	1, 586. 4	151. 2	91.3	8. 7
県	平成30年	1, 701. 6	1, 550. 4	151. 2	91. 1	8.9
<i>></i> \(\)	令和元年	1, 682. 4	1, 519. 2	163. 2	90. 3	9. 7
	平成26年	1, 788. 0	1, 634. 4	153. 6	91. 4	8.6
全	平成27年	1, 784. 4	1, 629. 6	154. 8	91.3	8.7
	平成28年	1, 783. 2	1, 630. 8	152. 4	91. 5	8.5
	平成29年	1, 780. 8	1, 629. 6	151. 2	91. 5	8.5
国	平成30年	1, 768. 8	1, 618. 8	150. 0	91.5	8.5
	令和元年	1, 732. 8	1, 584. 0	148.8	91.4	8.6

資料: 県統計センター「毎月勤労統計調査 地方調査結果報告」、厚生労働省「毎月勤労統計 調査 地方調査」

8 労働組合

(1) 産業別労働組合数・組合員数の年別推移

(単位:組合、人)

年 次	平成29年		平成30年		令和	1元年	令和2年		
区分	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	
農・林・漁業	4	557	3	548	3	548	3	530	
鉱業、採石業、 砂 利 採 取 業	2	34	2	34	2	37	2	40	
建 設 業	116	66, 997	111	66, 526	110	66, 271	111	65, 934	
製 造 業	648	189, 677	633	188, 288	630	193, 706	624	195, 053	
電気・ガス・熱供 給 ・ 水 道 業	33	8, 217	34	7, 901	32	7, 405	32	7, 041	
情報通信業	44	21, 535	41	17, 844	35	14, 418	35	14, 104	
運輸業、郵便業	570	47, 679	559	46, 448	523	46, 186	517	46, 036	
卸売業、小売業	228	64, 997	231	64, 725	230	62, 104	232	71, 488	
金融業、保険業	88	23, 234	83	22, 781	88	23, 258	88	23, 359	
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	12	771	12	876	12	934	12	820	
学術研究、専門・ 技術サービス業	82	23, 708	79	23, 640	80	24, 070	74	23, 127	
宿 泊 業 、 飲食サービス業	28	21, 204	26	21, 106	27	21, 081	28	21, 294	
生活関連サービス 業 、 娯 楽 業	28	2, 140	25	2, 097	25	1, 927	24	1,879	
教育、学習支援業	170	36, 753	168	36, 152	168	35, 800	167	34, 819	
医療、福祉	130	15, 803	129	15, 812	133	15, 805	130	15, 817	
複合サービス事業	41	14, 613	41	14, 403	42	14, 498	40	14, 601	
サービス業(他に分 類されないもの)	61	15, 010	56	14, 992	54	15, 379	52	15, 083	
公務	114	36, 348	114	35, 364	114	34, 878	113	33, 987	
分類不能の産業	52	2, 580	52	2, 559	51	2, 316	50	2, 293	
総数	2, 451	591, 857	2, 399	582, 096	2, 359	580, 621	2, 334	587, 305	

資料:県雇用労政課「労働組合基礎調査」

(注)各年6月30日現在

(2) 労働組合の推定組織率の年別推移

(単位:%)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
組織率	17.3	17. 4	17. 4	17. 2	16. 9	16. 3	16. 1	16. 4

資料:県雇用労政課調べ

労 働 委 員 会

目 次

I	労働委員:	会の紛	且織及	ひ機能		
1	組	織				
2	機	能				
3	会	議				
П	事務局組織	職				
1	機構図別	及び暗	超員都	·····································		
2	幹部職	貴				
3	事務分	拿				
Ш	令和3年	度当初	刀予算	Į		
IV	事務事業の	の概要	Ē			
1	労働争詞	義の調	閉整	(あっせん、調停	(仲裁)	
2	争議行為	為の届	出及	び公益事業の争	議行為の予告の受	理
3	労働争詞	義の実	[情調]査		
4	不当労働	動行為	事件	の審査及び命令		
5	労働組合	合の資	資格審	査及び資格証明		
6	地方公常	営企業	έ等 σ	職員で組織され	る労働組合に係る	非組合員の
	範囲の詞	忍定及	なび告	示		
7	地方公常	営企業	美等 の	職の新設、変更	又は廃止通知の受	理
8	再審查問	申立て	及び	行政訴訟関係事	务	
9	個別労働	動関係	系紛争	+のあっせん		,
V	参考資	料				,

I 労働委員会の組織及び機能

1 組 織

労働委員会は、労働組合法第19条の12の規定により都道府県ごとに置かれ、 地方自治法第180条の5の規定により都道府県の執行機関となっている。

その構成は、労働組合及び使用者団体の推薦に基づき知事によって任命される「労働者委員」及び「使用者委員」並びにこれらの委員の同意を得て知事によって任命される「公益委員」の各同数の委員(本県は各7人)からなる公労使の三者構成による合議制執行機関で、委員により公益委員の中から選挙された会長及び会長代理が置かれている。委員の任期は2年となっている。

労働委員会には事務局が置かれており、事務局長以下の事務局職員は、会長の同意を得て知事により任命される。なお、労働争議のあっせんを担当するための「あっせん員候補者」(令和3年6月1日現在、本県は36人;現委員21人、前期委員等10人、事務局職員5人)が労働委員会から委嘱されている。

2 機 能

労働委員会の機能は、大別すると、労働争議のあっせん等を行う「調整機能」 と、労働組合法第7条に規定する不当労働行為の審査・判定を行う「準司法的機能」である。

この二つの機能を含めた職務権限は、労働組合法、労働関係調整法、地方公営企業等の労働関係に関する法律に規定されており、その主なものを挙げると次のとおりである。

- (1) 労働争議の調整(あっせん、調停、仲裁)
- (2) 争議行為の届出及び公益事業の争議行為の予告の受理
- (3) 労働争議の実情調査
- (4) 不当労働行為事件の審査及び命令
- (5) 労働組合の資格審査及び資格証明
- (6) 地方公営企業等の職員で組織される労働組合に係る非組合員の範囲の認 定及び告示
- (7) 地方公営企業等の職の新設、変更又は廃止通知の受理 上記のほか、知事から委任された個別労働関係紛争のあっせんを行っている。

3 会 議

労働委員会の会議には、労働委員会規則の定めるところにより、全委員で構成する総会、公益委員で構成する公益委員会議等がある。

第 43 期神奈川県労働委員会委員名簿

(令和3年6月1日現在)

区分	氏 名	現 職 等
	(会長) 浜 村 彰	法政大学法学部教授
	(会長代理) 内 田 邦 彦	弁護士
公	林 義 亮	神奈川新聞社社友
益委	小 野 毅	弁護士
女	髙橋瑞穂	弁護士
	本 久 洋 一	國學院大學法学部教授
	石 﨑 由希子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
	野村芳広	基幹労連神奈川県本部特別役員
労	芹沢秀行	三浦半島地区教職員組合特別執行委員
働	岡元茂樹	電機連合神奈川地方協議会特別常任幹事
者	亀 﨑 友 彦	全日本運輸産業労働組合神奈川県連合会執行委員長
委	新 敦	UAゼンセン神奈川県支部支部長
員	赤 堀 正 成	神奈川県労働組合総連合特別幹事
	高橋慎吾	自動車総連神奈川地方協議会議長
	浦上裕史	菊屋浦上商事(株)代表取締役会長
使	田原仁	三菱重工業(株)横浜製作所顧問
用	原田光浩	(株)JFEウイング顧問
者	鳥 海 衡 一	江南交通(株)代表取締役
委	安 田 克 明	日産自動車(株)人事本部顧問
員	二見稔	(一社) 神奈川県経営者協会専務理事
	菊 地 敏 幸	(株) エヌエスケーエンタープライズ代表取締役

(令和3年6月1日現在)

Ⅱ 事務局組織

1 機構図及び職員配置状況



2 幹部職員

	職	名			Ę	E	4	Ż	
事	務	局	長		出	П	満	美	
副事	務局長兼等		塩	田	弘	志			
労働	関係調	課長	•	菅	居	賢	子		

3 事務分掌

- (1) 公印に関すること。
- (2) 文書の収受、発送、記録、編集及び保存に関すること。
- (3) 情報公開、情報提供及び個人情報の保護に関すること。
- (4) 予算、決算及び経理に関すること。
- (5) 物品の出納及び保管に関すること。
- (6) 職員の人事、服務及び福利厚生に関すること。
- (7) 労働委員会の連絡協議会並びに会長及び事務局長の連絡会議に関すること。
- (8) 労働関係資料の収集及び保存に関すること。
- (9) 総会及び公益委員会議の招集、議案の準備、議事録の作成その他議事 手続に関すること。
- (10) 労働組合の資格審査及び資格証明に関すること。
- (11) 労働協約の地域的、一般的拘束力の適用に関すること。
- (12) 不当労働行為に関する調査、審問、認定及び命令に関すること。
- (13) 不当労働行為に関する命令の履行状況の調査及び不履行の場合の裁判所に対する通知に関すること。
- (14) 不当労働行為に関する訴訟手続に関すること。
- (15) 争議行為の発生届及び争議行為の予告通知の受付に関すること。
- (16) 労働争議の実情調査に関すること。
- (17) あっせん員候補者又は臨時あっせん員の委嘱手続及びあっせん員候補 者名簿の作成に関すること。
- (18) あっせん員、調停委員及び仲裁委員の指名手続に関すること。
- (19) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関すること。
- (20) 労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第42条の規定による請求に関すること。
- (21) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第5 条第2項の規定による認定及び告示並びに同条第3項の規定による通知の 受付に関すること。
- (22) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号) 第20条第1項に規定する個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため の施策として行うあっせん(神奈川県かながわ労働センターにおいて紛争 解決に向けた指導を行った事案に係るものに限る。)に関すること(申請 の受理に係る事務を除く。)。
- (23) その他労働争議のあっせん、調停、仲裁及び審査業務を行うために必要な調査に関すること。

Ⅲ 令和3年度当初予算

(款) 労働費 (項) 労働委員会費

(単位:千円)

		令和3年度	令和2年度	対前年	度比較
目	事 業 名	当初予算額	当初予算額	増減額	伸率
		A	В	А-В	A/B
-	委 員 報 酬	60, 063	60, 063	0	100.0%
委員	あっせん員報酬	2, 624	2, 624	0	100.0%
会費	委員会運営費	3, 191	3, 469	△278	92.0%
Д	計	65, 878	66, 156	△278	99.6%
事	給 与 費	194, 320	197, 599	△3, 279	98. 3%
事務局費	事務局運営費	8, 627	9, 377	△750	92.0%
費	計	202, 947	206, 976	△4, 029	98. 1%
	合 計	268, 825	273, 132	△4, 307	98.4%

Ⅳ 事務事業の概要

1 労働争議の調整(あっせん、調停、仲裁)

労働組合と使用者との間に発生した紛争について、自主的な解決が困難となったとして労使双方(又はいずれか一方)から申請があった場合に、当事者の主張を公正な立場で調整し、話合いによる紛争の解決を援助する方法として「あっせん」を行っている。また、あっせん以外の調整方法として「調停」及び「仲裁」がある。

2 争議行為の届出及び公益事業の争議行為の予告の受理

争議行為が発生したとき、当事者は、労働関係調整法第9条の規定により届け出なければならない。また、同法第8条に規定する公益事業については、同法第37条の規定により争議行為の予告が義務づけられている。

3 労働争議の実情調査

あっせん等の調整活動に備えることなどを目的として、労働委員会規則第 62 条の2の規定により、必要に応じて労働争議の実情を調査している。前項の公益 事業の争議行為の予告を受けた場合は、速やかに実情調査を行うことになってい る。

4 不当労働行為事件の審査及び命令

労働組合又は労働者から、使用者が労働組合法第7条に規定する不当労働行為を行ったとしてその救済を求める申立てがあったときは、この申立内容を審査し、不当労働行為に当たる事実があれば救済命令を発し、あるいは労使関係全体の正常化の観点から当事者に和解による解決を勧める。

5 労働組合の資格審査及び資格証明

労働組合が労働組合法第7条に規定する不当労働行為の救済申立てを行うときや、法人登記をするために証明書が必要なときなどに、その労働組合が同法第2条及び第5条第2項に規定する要件に適合しているか否か、組合資格の審査、証明を行っている。

6 地方公営企業等の職員で組織される労働組合に係る非組合員の範囲の認定及 び告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づき、地方公営企業又は特定地方独立行政法人の職員で組織される労働組合について、労働組合法第2条第1号に規定する使用者の利益代表者(非組合員)の範囲を労働委員会が認定し、告示している。

7 地方公営企業等の職の新設、変更又は廃止通知の受理

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第3項の規定に基づく、地方 公営企業又は特定地方独立行政法人の職の新設、変更又は廃止についての通知 の受理を行っている。

8 再審査申立て及び行政訴訟関係事務

労働委員会の命令・決定に不服のある当事者は、労働組合法第27条の15第1項(使用者の場合)又は第2項(労働組合又は労働者の場合)の規定により、救済命令等の交付を受けたときは、15日以内に中央労働委員会に再審査を申し立てることができる。また、地方裁判所へ直接その命令・決定の取消訴訟(初審行政訴訟)を提起することができる(救済命令等の交付の日から、労働組合又は労働者にあっては6か月以内、使用者(再審査の申立てをしないときに限る。)にあっては30日以内)ため、これらに関わる事務を行っている。

9 個別労働関係紛争のあっせん

個別労働関係紛争(個々の労働者と事業主との紛争)の解決に対応するため、 かながわ労働センター・各支所に相談された事案のうち、あっせんが適すると認 められるものについて、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成によるあ っせんを行っている。

V 参考資料

直近5年間の事件取扱件数一覧

調整事件(あっせん、調停、仲裁)

(単位:件)

区		}	年 度	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年/ 令和元年	令和2年
	係	新規	申請	18	16	14	16	9
	属件	前年度為	いら繰越	3	4	3	2	4
	数	11111	+	21	20	17	18	13
あっ		解	決	9	9	9	8	4
せん	終結	取	下 げ	2	2	0	0	1
, -	件数	打步	刃 り	6	6	6	6	8
		111111	+	17	17	15	14	13
	翌年度へ繰越			4	3	2	4	0

⁽注)調停は昭和61年度以降、仲裁は昭和45年度以降いずれも係属なし。

不当労働行為事件

(単位:件)

(単位:1)									
区		}		三 度	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年/ 令和元年	令和2年
係		新 規	申立で		26	36	23	23	36
属件		前年原	きから繰走	戉	51	41	44	36	20
数			計		77	77	67	59	56
		全	部 救	済	4	2	4	2	1
	命令	1	部 救	済	4	5	1	5	6
終	•	棄		却	4	5	3	10	1
	決定	却		下	0	0	0	0	0
結		小		計	12	12	8	17	8
件	和	関	与 和	解	19	18	19	21	21
	解 •	無	関与和	解	5	1	3	1	3
数	取下	取	下	げ	0	2	1	0	2
	げ	小		計	24	21	23	22	26
計					36	33	31	39	34
		翌年度	へ繰越		41	44	36	20	22

